

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年11月26日

【事業年度】 第13期(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

【会社名】 株式会社カーブスホールディングス

【英訳名】 CURVES HOLDINGS Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 増本 岳

【本店の所在の場所】 東京都港区芝浦三丁目9番1号

【電話番号】 03-5418-9922(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松田 信也

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝浦三丁目9番1号 芝浦ルネサイトタワー11F

【電話番号】 03-5418-9922(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 松田 信也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次		第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		2018年 8 月	2019年 8 月	2020年 8 月	2021年 8 月
売上高	(千円)	27,937,496	28,036,238	25,082,276	24,681,001
経常利益	(千円)	5,293,073	5,242,595	1,165,011	1,716,826
親会社株主に帰属する 当期純利益	(千円)	3,488,745	3,706,748	764,703	1,129,682
包括利益	(千円)	3,940,905	3,396,918	759,666	1,490,290
純資産額	(千円)	8,361,378	7,742,025	8,142,605	9,163,608
総資産額	(千円)	37,402,268	34,224,810	36,837,913	36,284,867
1株当たり純資産額	(円)	20,903,445.64	94.07	86.76	97.63
1株当たり当期純利益金額	(円)	8,721,863.06	60.89	8.73	12.04
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	22.4	22.6	22.1	25.3
自己資本利益率	(%)	41.6	46.0	9.6	13.1
株価収益率	(倍)	-	-	77.8	69.8
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,876,029	5,321,537	1,882,307	3,240,958
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	16,640,105	418,929	464,196	733,329
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	13,837,800	5,856,271	2,765,013	2,309,286
現金及び現金同等物 の期末残高	(千円)	6,308,728	5,350,073	9,533,587	9,760,075
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用人員〕	(名)	454 〔65〕	486 〔70〕	548 〔61〕	565 〔63〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、第10期、第12期及び第13期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第11期は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

3. 第10期及び第11期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 第10期から第13期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ひびき監査法人により監査を受けております。

5. 第10期より連結財務諸表を作成しておりますので、第9期以前の各数値は記載しておりません。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月	2017年8月	2018年8月	2019年8月	2020年8月	2021年8月
売上高 (千円)	1,472,000	5,307,875	4,995,251	2,939,654	690,204
経常利益又は 経常損失 ( ) (千円)	996,533	4,691,264	4,314,395	2,171,514	76,113
当期純利益又は 当期純損失 ( ) (千円)	997,655	4,728,445	4,299,668	3,837,801	110,863
資本金 (千円)	20,000	20,000	20,018	848,666	848,666
発行済株式総数 (株)	400	400	82,298,284	93,857,493	93,857,493
純資産額 (千円)	3,170,267	3,898,713	4,182,109	7,660,824	7,080,674
総資産額 (千円)	5,328,140	22,466,506	20,959,002	27,056,953	24,635,671
1株当たり純資産額 (円)	7,925,668.35	9,746,783.27	50.82	81.62	75.44
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	7,500,000 (-)	7,500,000 (2,500,000)	49.00 (24.50)	5.00 (-)	5.00 (-)
1株当たり当期純利益又は 当期純損失 ( ) (円)	2,494,139.16	11,821,114.91	70.63	43.79	1.18
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	59.5	17.4	20.0	28.3	28.7
自己資本利益率 (%)	37.0	133.8	106.4	64.8	1.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	15.5	-
配当性向 (%)	300.7	63.4	69.4	11.4	-
従業員数 (名)	20	22	23	27	29
株主総利回り (%)	-	-	-	-	124.4
(比較指標: 配当込みTOPIX) (%)	(-)	(-)	(-)	(-)	(123.8)
最高株価 (円)				809	1,072
最低株価 (円)				395	602

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第12期の1株当たり配当額には、東京証券取引所市場第一部上場記念配当2円を含んでおります。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額について、第9期、第10期、第12期及び第13期は潜在株式が存在しないため記載しておりません。第11期は、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

4. 平均臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

5. 第9期から第11期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 第13期の株価収益率については、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

7. 第10期から第13期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、ひびき監査法人により監査を受けております。なお、第9期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算定した各数値を記載しております。また、当該各数値については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく、ひびき監査法人の監査を受けておりません。

8. 第9期から第12期の株主総利回り及び比較指標については、2020年3月2日に東京証券取引所市場第一部に上場したため、記載しておりません。第13期の株主総利回り及び比較指標は、2020年8月期末を基準として算定しております。

9. 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部における株価を記載しております。なお、第9期から第11期の最高・最低株価については、2020年3月2日に東京証券取引所市場第一部に上場したため、記載しておりません。

## 2 【沿革】

当社は、2008年10月に株式会社コシダカホールディングスが株式会社カーブスジャパンを買収するに際して設立された純粋持株会社であります。なお、2020年3月にスピンオフ（株式会社コシダカホールディングスが保有する当社の全株式を、現物配当（金銭以外の財産による配当）により同社株主に分配すること）により、当社グループ（当社及び当社の関係会社）はコシダカホールディングスグループから分離独立しております。次では、当社グループの設立の沿革として、現子会社である株式会社カーブスジャパンの設立からの経緯を記載しております。

2005年2月	株式会社ベンチャー・リンクにより株式会社カーブスジャパンが設立され、Curves International, Inc.とマスターフランチャイズ契約を締結し、日本での独占事業権を取得
2005年7月	株式会社カーブスジャパンがカーブス1号店（戸越）を直営店としてオープン
2005年8月	株式会社カーブスジャパンがカーブス2号店（都立大学）及び3号店（町田旭町）を直営店としてオープン。日本における事業モデルを構築し、併せて日本におけるフランチャイズパッケージを完成
2005年8月	株式会社カーブスジャパンがフランチャイズ第一次募集をスタート
2006年3月	株式会社コシダカ（現・株式会社コシダカホールディングス）がフィットネスクラブフランチャイズとしてカーブス1号店（札幌南郷通）をオープン
2007年3月	会員誌「カーブスマガジン」の発行を開始
2008年9月	(旧)株式会社コシダカ（現・株式会社コシダカホールディングス）が、株式会社北海道コシダカ（現・株式会社コシダカ）への会社分割（新設分割）によりカーブス運営事業を移管
2008年10月	株式会社コシダカ（現・株式会社コシダカホールディングス）が、株式会社カーブスジャパンの株式を取得するための持株会社として当社を設立し、株式会社カーブスジャパンの全株式を取得
2010年9月	(旧)株式会社北海道コシダカ（現・株式会社コシダカ）の新設分割により、同社のカーブス運営事業を（新）株式会社北海道コシダカ（現・株式会社ハイ・スタンダード）に移管
2011年1月	当社が株式会社シュ克蘭の株式を取得
2011年1月	株式会社カーブスジャパンが会員向け物販商品「カーブスプロテイン」の販売を開始
2011年6月	株式会社カーブスジャパンが直営店として「東北大学加齢研スマートエイジング・スクエア」をオープンし、東北大学との共同研究拠点としても稼働
2011年6月	店舗数1,000店舗突破（直営39店舗、FC975店舗）
2014年9月	(新)株式会社北海道コシダカ（現・株式会社ハイ・スタンダード）が株式会社シュ克蘭を吸収合併し、株式会社ハイ・スタンダードに社名変更
2014年10月	店舗数1,500店舗突破（直営50店舗、FC1,451店舗）
2015年9月	株式会社カーブスジャパンが直営店として大山町健康センターをオープン 行政と連携して社会問題解決に取り組む
2017年11月	株式会社カーブスジャパンが会員向け物販商品「スーパープロテイン」の販売を開始
2018年3月	当社がカーブス事業のグローバルフランチャイザー（世界総本部）であるCurves International Holdings, Inc.（Curves International, Inc.の100%親会社）及びCurves For Women II, L.C.の全株式取得
2018年4月	Curves International, Inc.がCyclone CV, Inc.、Curves International Holdings, Inc.、Curves For Women II, L.C.、Curves International Japan, LLCの4社を吸収合併
2018年11月	株式会社カーブスジャパンがメンズ・カーブス1号店（オギノ茅野）をトライアルオープン
2019年7月	当社が、カーブス欧州事業フランチャイザーであるCFW International Management B.V.（現・Curves Europe B.V.）の全株式を取得し、その子会社であるCFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.を含め子会社化
2019年10月	店舗数2,000店舗突破（直営64店舗、FC1,938店舗）
2020年3月	スピンオフによりコシダカホールディングスグループから分離独立し、東京証券取引所市場第一部に単独上場
2020年9月	株式会社カーブスジャパンがオンライン体操教室「おうちでカーブス」をリリース
2021年1月	Curves Europe B.V.が、事業譲渡によりアフリカのマスターライセンス権を取得するとともに、KIMOSCAPE(PTY)LTDを子会社化

### 3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社カーブスホールディングス：持株会社）、連結子会社8社（株式会社カーブスジャパン、株式会社ハイ・スタンダード、Curves International, Inc.、Curves Europe B.V.、CFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、Curves Operations Italy S.r.l.、KIMOSCAPE(PTY)LTD）、非連結子会社1社（CFW Asia Management Company Limited）により構成されており、「女性だけの30分健康体操教室 カーブス」を展開するカーブス事業を主たる業務としております。

また当社は持株会社であり、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

カーブス事業が行っているフィットネス産業及びヘルスケア産業の市場規模としては、コロナショック前である2019年のレジャー産業におけるスポーツ部門が4兆1,860億円（出典「レジャー白書2020」）、またヘルスケア産業は2025年には33兆円に達すると予測されております（「次世代ヘルスケア産業協議会事務局調べ」）。

なお、当社グループはカーブス事業の単一セグメントであり、当社は純粋持株会社として、各事業会社に対する経営管理を行っております。主な関係会社の事業概要については次に記載するとおりであります。

#### (1) 国内カーブス事業

株式会社カーブスジャパンは、日本国内におけるカーブス事業のフランチャイズ本部としてフランチャイズ加盟事業者に対する、経営指導、事業運営において必要なシステムの導入及びノウハウ、機材、商品、印刷物等の提供、販売を行うとともにフランチャイズ加盟事業者の出店などのサポート業務や会員向け物販業務及び事業開発を行っております。2021年8月末時点では1,958店舗、69.3万人の会員を抱えるフランチャイズチェーンを管理しており、フランチャイズ加盟店の研修施設及びモデル店舗として直営7店舗（2021年8月末時点）を運営しております。

株式会社ハイ・スタンダードは株式会社カーブスジャパンとのフランチャイズ契約に基づき、北海道、東京、千葉、埼玉地区で直営店舗展開を推進しており、2021年8月末時点では直営68店舗を運営しております。

#### (2) 海外カーブス事業

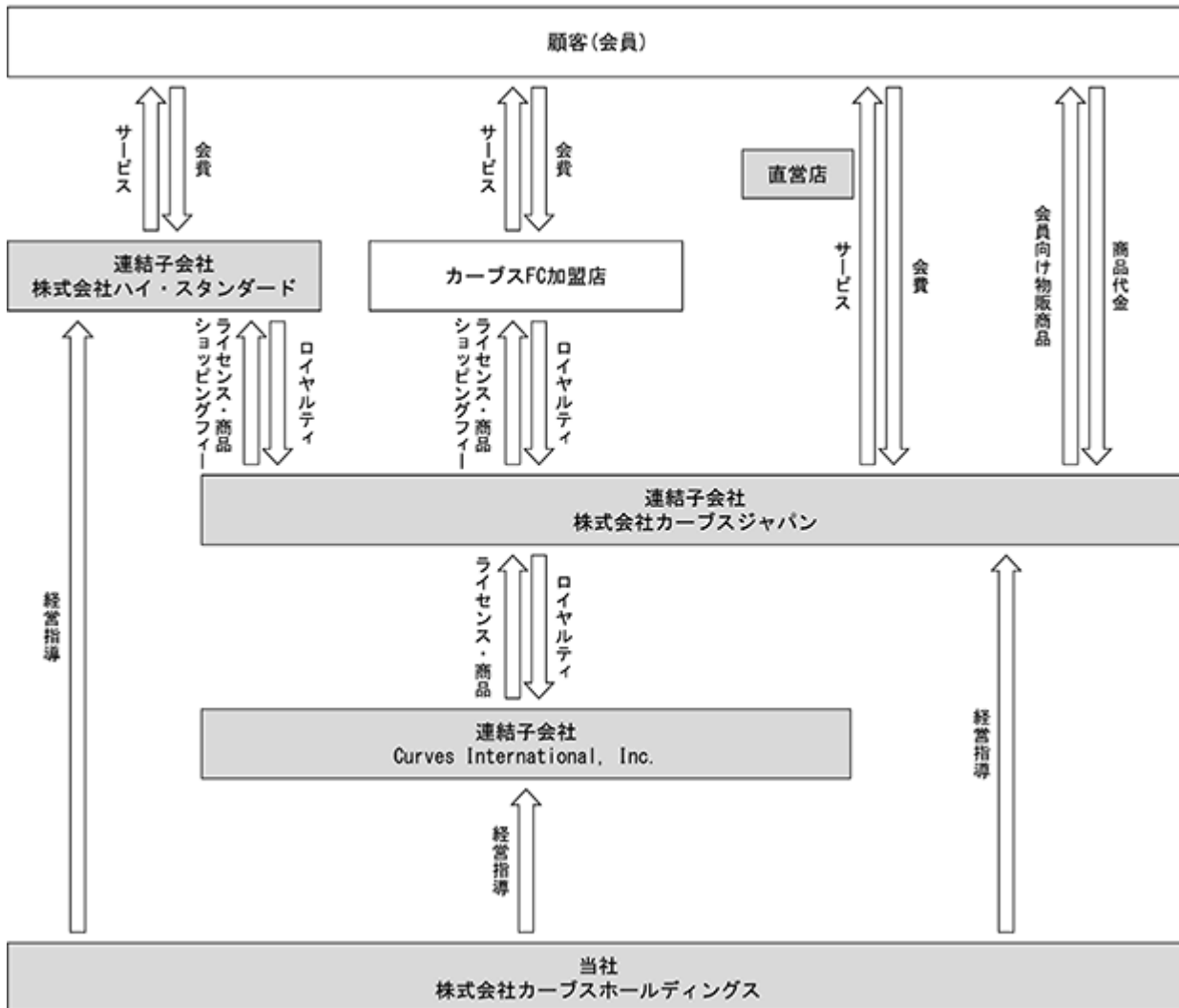
Curves International, Inc.はカーブス事業のグローバルフランチャイザー（ ）であり、日本を含む世界各国のマスターフランチャイジーに対してロイヤルティ管理や店舗で使用する機器等の販売を行っております。なお、米国におけるダイレクトフランチャイズ事業は、Curves International Holdings, Inc.の買収時に事業を分離し、現在他社資本の会社が運営しております。

Curves Europe B.V.は欧州圏（スペイン、イギリス、イタリア、フランス、アイルランド、スウェーデン、スイス、ベルギー）を中心にカーブス事業のフランチャイズ本部を運営しており、2021年6月末時点（決算期のずれにより、2ヶ月遅れでの連結取り込み）の欧州圏における店舗数は157店舗となっております（全店フランチャイズ店舗）。また、その傘下のCFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、Curves Operations Italy S.r.l.、KIMOSCAPE(PTY)LTDは、Curves Europe B.V.からの委託に基づき、フランチャイズ加盟店に対する運営サポート業務を提供しております。

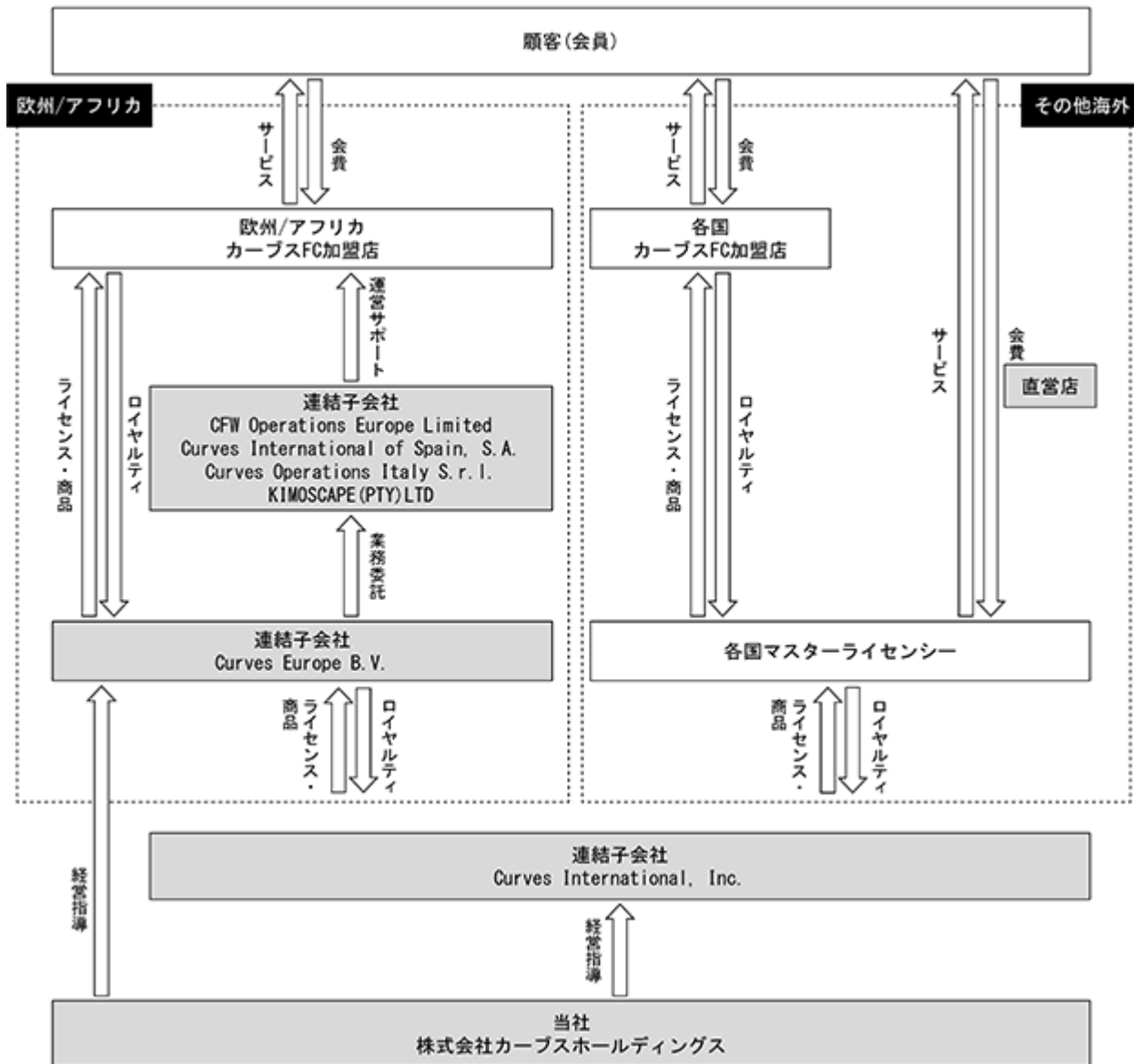
（ ）グローバルフランチャイザーとは、フランチャイズチェーンにおける世界総本部を指します。

以上に記載した当社グループの事業と主な関係会社の事業系統図は次のとおりであります。

国内



## 欧州/アフリカ及びその他海外



(注) 下記の非連結子会社 1 社は記載していません。

非連結子会社

CFW Asia Management Company Limited

## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社カーブスジャパン (注) 1、4	東京都港区	100,000千円	日本国におけるフ ランチャイズ本部 事業	所有 100	役員の兼任 4 名 資金の貸付あり。 経営指導・業務受託 をしております。
株式会社ハイ・スタンダード (注) 1	東京都港区	5,000千円	グループ直営店事 業	100	役員の兼任 3 名 経営指導・業務受託 をしております。
Curves International, Inc. (注) 1	米国 Waco, Texas	1,042千USD	グローバルフラン チャイザー事 業	100	役員の兼任 1 名 資金の貸付あり。 経営指導・業務受託 をしております。
Curves Europe B.V.	オランダ Amersfoort	€3.00	欧州におけるフ ランチャイズ本 部事業	100 (66.7)	役員の兼任 2 名 資金の貸付あり。 経営指導をしてお ります。
Curves International of Spain, S.A.	スペイン Guadalajara	€60,200.00	欧州圏加盟店運 営サポート事業	100 (100)	役員の兼任 1 名
CFW Operations Europe Limited	英国 London	100.00	欧州圏加盟店運 営サポート事業	100 (100)	役員の兼任 1 名
Curves Operations Italy S.r.l.	イタリア Milano	€10,000.00	欧州圏加盟店運 営サポート事業	100 (100)	役員の兼任 1 名
KIMOSCAPE(PTY)LTD	南アフリカ Gauteng	R100.00	アフリカ圏加盟 店運営サポート 事業	100 (100)	-

(注) 1. 特定子会社に該当しております。

2. 議決権の所有割合の( )内は、内数で間接所有割合であります。

3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

4. 株式会社カーブスジャパンについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。当連結会計年度における主要な損益情報等は次のとおりです。

主要な損益情報等	売上高	22,870,871千円
	経常利益	1,606,296千円
	当期純利益	1,042,784千円
	純資産額	2,555,542千円
	総資産額	10,593,105千円



## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2021年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
カーブス事業	565(63)
合計	565(63)

- (注) 1. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の2021年8月末時点の人数であります。  
2. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

## (2) 提出会社の状況

2021年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
29	36.9	4.1	5,509

- (注) 1. 臨時雇用者数については、従業員の100分の10未満であるため記載を省略しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社グループは単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については、記載しておりません。

## (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、「女性だけの30分健康体操教室 カーブス」を中心とした事業を展開しております。カーブスを通じて「健康の大切さ」「運動の大切さ」「筋トレの大切さ」を世の中に広め、一人でも多くの方に「正しい運動」を始めていただき、続けていただく、そして運動を習慣化した先に「お客様の豊かな人生を実現していただくこと」を使命として担っております。

#### (2) 中長期的な経営戦略

当社グループは、「地域密着の健康インフラ」として、正しい運動習慣を広めることを通じて、人生100年時代における重要課題である健康寿命延伸の実現に貢献してまいります。

2025年には、65歳以上の人口比重は3割を超え、かつ人口ボリュームゾーンである団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる（「令和元年版高齢社会白書」より）など高齢化が急激に進行している中、さらにコロナショックにより、健康二次被害（外出自粛による運動不足、交流不足などによって、持病や関節痛の悪化、認知機能の低下、フレイル悪化などの二次的な健康被害がおきること）の進行が重大な社会課題として顕在化してきており、当社の属する予防・健康産業の社会的重要性はさらに高まっています。

このような中、当社グループでは、ウィズコロナ・アフターコロナの市場環境は次の2つの視点から量的質的变化が加速するものと捉えています。

- ・健康マーケットの広がり：コロナショックは自らの生命、健康に目を向けざるを得ない機会となり、中長期的には「自分の健康は自分で守る」との認識が一層広がり、予防・健康マーケットは大きく拡大をしていく。
- ・非接触型サービス需要の高まり：アフターコロナにおいても消費者心理、社会経済状況には新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残り、非接触型サービスの需要が高まるなど質的な変化が発生する。

これらの潜在市場を顕在化させ、企業価値向上につなげるために、リアルとオンライン融合の新しいビジネスモデルでの成長戦略の展開を着実に行ってまいります。

また、早期の事業回復と新しい経営環境下でのビジネスモデル確立を実現するには、

- ・顧客満足度の一層の向上、フランチャイズ加盟店経営の安定化などの事業基盤を守り育てること
- ・マーケティングを強化し、積極的な費用投下をし、会員数の回復をまず図ること
- ・オンライン体操教室「おうちでカーブス」など新たなビジネスモデルを早期に軌道に乗せること

が引き続き重要課題であると認識しております。これらの重要課題へ取り組んでいくとともに、メンズ・カーブスの多店舗化に向けたビジネスモデル構築等、新規事業の創造にも積極的に取り組んでまいります。

#### (3) 目標とする経営指標

当社グループが重視する経営指標は、経営資源の有効活用と成長性の持続を図るため、会員数、ROA（総資産経常利益率）及び経常利益成長率としております。確実に利益を獲得できると見込めることに資本を投下するとともに、その利益を継続的に拡大するための経営戦略を推進してまいります。

#### (4) 会社の優先的に対処すべき課題

人生100年時代における重要課題である健康寿命延伸の実現に貢献する「地域密着の健康インフラ」としての使命を果たしていくために一層の店舗網と会員数の拡大、サービスの開発が必要です。さらに、直近の状況下では、コロナショックによる健康二次被害の進行が重大な社会課題として顕在化してきており、当社の属する予防・健康産業の社会的重要性はさらに高まっています。

コロナショックでの健康二次被害や「自分の健康は自分で守る」との予防・健康意識の高まり、非接触型サービス需要の増大等、予防・健康マーケットの量的質的变化は加速しており、この潜在市場を顕在化させ、企業価値向上につなげる戦略の展開を着実に行ってまいります。

当面の解決すべき課題としては、顧客満足度の一層の向上とフランチャイズ加盟店の収益力回復などを通じて事業基盤を守り育てること、コロナショックの影響で減少をした会員数を早期に回復させること、さらなる成長のためにリアルとオンラインを融合させた新しいビジネスモデルを確立すること、と認識しており、マーケティングの積極的展開、事業開発への戦略投資を行ってまいります。

今後の見通しについて、当社グループは2022年末（2022年12月末）までの約2年間での事業回復と新しい経営環境下でのビジネスモデル確立を目指しており、2022年8月期（2021年9月1日～2022年8月31日）は、これを確実なものとする年度と位置付け戦略を遂行してまいります。

2021年8月期（2020年9月1日～2021年8月31日）は、利益が通期予想を上回った一方、最優先課題である「会員数の早期回復」には道半ばであり、足元の経営環境は引き続き不透明かつ不安定な状況にあります。このような中、早期の事業回復と新しい経営環境下でのビジネスモデル確立を実現するには、

顧客満足度の一層の向上、フランチャイズ加盟店経営の安定化などの事業基盤を守り育てること

マーケティングを強化し、積極的な費用投下をし、会員数の回復をまず図ること

オンライン体操教室「おうちでカーブス」など新たなビジネスモデルを早期に軌道に乗せること

が引き続き重要課題であると認識しており、2022年8月期においてもマーケティングの強化等の戦略投資を実施していく計画です。

2022年8月期の通期連結業績見通しは、売上高265億50百万円（前連結会計年度比7.6%増）、営業利益25億円（前連結会計年度比54.1%増）、経常利益24億50百万円（前連結会計年度比42.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益15億98百万円（前連結会計年度比41.5%増）を見込んでいます。

詳細は以下の通りです。

（前提としている経営環境）

本業績見通しは、ワクチン接種率の向上や医療体制整備の進展などによってコロナショックの社会経済活動への影響が段階的に穏やかなものとなり、国民の日常生活も感染予防はしつつも徐々に正常化をしていくケースを前提として策定しています。

新たな変異株による感染拡大、医療体制の逼迫などによって、再び社会経済活動へ大きな影響が発生することも考えられますが、本業績見通しはそのような事態の発生を想定しないケースとして策定しております。

（国内事業）

・2022年8月期通期で、新規出店を25店舗、コロナショックの影響が大きいフランチャイズ店の閉店・統合を50店舗予定しており、店舗数は25店舗純減の期末1,933店舗と予想しています。

・2020年2月末83.2万名であった会員数は、コロナショックの影響により2020年5月末54.5万名（休会を除く実質会員数）まで減少しましたが、2021年8月末69.3万名まで回復をいたしました。2022年8月期は「会員数の早期回復」に向けて、年3回の魅力的なキャンペーンを実施すること等による新規入会の復調を見込んでおり、期末の会員数を79.8万名（オンライン会員を含む）と予想しています。

・会員向け物販は会員数増に応じた契約数、販売数の増加を見込んでいます。

・2022年末までの事業回復と新しい経営環境下でのビジネスモデル確立を実現するためには、「会員数の早期回復」が優先課題となります。そのため、マーケティング費用の積極的投下、新規事業開発への戦略的投資を引き続き進めていく計画です。

（海外事業）

・重点地域である欧州（イギリス、イタリア、スペインなど）においては、各国営業を再開しており、会員数も回復に向かっています。今後、社会経済状況が落ち着いてきた地域から徐々に、オンラインフィットネスの提供など新しいビジネスモデルの実験を積み重ね、変化する経営環境に適応した戦略の立案と実行をしていきます。そのため、通期で営業赤字が続く見通しとしております。

## 2 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりです。当社グループでは、これらリスクの発生可能性を認識した上で、当該リスクの発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。

なお、文中における将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) 基幹事業の経営環境に係わるもの

#### 事業の運営について

当社グループは、2018年3月31日付でカーブス事業のグローバルフランチャイザーであるCurves International Holdings, Inc.他の株式を取得し、Curves International, Inc. (以下、「CI」という。)を存続会社とする吸収合併を実施したことにより、同事業を世界約60カ国(2021年6月末現在(決算期のずれにより、2ヶ月遅れでの連結取り込み))で展開しております。また、株式会社カーブスジャパンはCIとの間でマスターフランチャイズ契約を締結し、日本国内においてカーブス事業の運営を行っております。また、2019年7月1日付で、西ヨーロッパのフランチャイズ事業本部であるCFW International Management B.V.(現・Curves Europe B.V.)を買収し、同地区でのカーブス事業の展開を今後強化してまいります。

( ) 日本国内においてはフランチャイズ加盟事業者に対して経営指導、事業運営において必要なシステムの導入及びノウハウ、機材、商品、印刷物等の提供、販売を行うとともに、当社グループの事業拡大のため、フランチャイズ加盟店の出店を継続的に進めておりますが、これらの実現のために、加盟事業者による協力や資金負担等が必要で、予め理解を得ておく必要があります。従って、加盟事業者とのトラブルの発生、フランチャイズ加盟契約の解約、加盟事業者から本部への訴訟の発生などの場合や出店立地として適切な候補物件が継続的に不足する場合など、出店が計画と乖離する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、ますます強くなる消費者保護の流れを反映し、行政やマスコミあるいは消費者団体などによる企業批判、更には様々な風評による被害を受けてしまうリスクは大きくなりつつあります。カーブス事業は会員制の事業であり、そのようなリスクを顕在化させてしまう事象が発生した場合には、会員数の維持・拡大に支障が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

( ) 海外においては、CIがグローバルフランチャイザーとして各国のマスターライセンス(以下、「マスター」という。)に課しているロイヤルティの回収遅延が発生する場合、CIとマスターとの間のトラブルが発生する場合、マスターがマスターフランチャイズ契約を解約する場合、さらにCIを含む当社グループとの間の訴訟の発生などが生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、Curves Europe B.V.は欧州圏(スペイン、イギリス、イタリア、フランス、アイルランド、スウェーデン、スイス、ベルギー)を中心にフランチャイズ本部事業を運営しており、日本国内と同様に加盟事業者との連携が重要であると認識し、定期的にミーティング等でのコミュニケーションを図っております。しかしながら、加盟事業者とのトラブルの発生、フランチャイズ加盟契約の解約、加盟事業者から本部への訴訟の発生などの場合や出店立地として適切な候補物件が継続的に不足する場合など、出店が計画と乖離する場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 単一業態(カーブス事業)であることについて

当社グループは、「女性だけの30分健康体操教室 カーブス」を展開することで、病気と介護の不安と孤独のない生きるエネルギーがあふれる社会を創ることを経営目的としております。しかしながら、景気の悪化や消費環境の大きな変化により健康に対する投資意欲が減退した場合には、単一業態であるがゆえに他業態でカバーすることが困難であるため、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 原材料の価格変動等によるリスクについて

当社グループの主要な販売商品であるプロテインは、その原材料を海外から輸入しており、為替が円安に変動した場合や輸入先の天候不順等により供給量が減少するなどの要因により原材料の価格高騰が生じた場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 製造委託先の生産拠点の集中について

当社グループの当連結会計年度における会員向け物販売上高は145億43百万円であり、連結売上高の58.9%（2021年8月期）を占めており、当社グループの重要な収益源となっております。

会員向け物販売上高の中でも主要な販売商品であるプロテインは、日成共益株式会社との製造委託契約に基づきOEM生産を行っており、その生産を当該委託先に依存しております。製造委託先と代替の生産拠点の確保に向けた準備を行い、リスク回避の努力を継続しておりますが、自然災害等の不可抗力及び工場内の事故等の発生により現在の工場での生産が停止した場合には、一時的に安定供給が出来なくなり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 製造委託契約の解除等について

の製造委託契約では、薬事法上問題がある場合等、一定の事由に該当した場合、ただちに当該契約及び個別契約の全部又は一部を解除できることを定めておりますが、現時点において当該事由又は契約更新の支障の発生ならびにその認識はしておりません。しかしながら、上記の解除事由に該当する事象の発生や契約更新ができない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、日成共益株式会社との製造委託契約については、「第2 事業の状況 4 経営上の重要な契約等」をご参照ください。

#### 人材の確保・育成について

当社グループは、多店舗展開を行う接客サービス業であり、お客様にご満足のいただける接客と会員数の獲得を継続して実現させていくためには、人材の確保と育成が重要であり、計画的に募集・採用活動を行い人材の確保を行うとともに、事業毎に教育制度を設けて人材の育成に努めております。

しかしながら、採用がますます難しくなる場合あるいは退職者が増加する場合には、店舗の管理を行う店長及びマネージャーにふさわしい優秀な人材を十分に確保できなくなるおそれがあり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### M&A及び組織形態の変更等について

当社グループは、企業価値向上や新業態の事業展開を目的に他社からの事業の譲り受け、他社との提携、もしくは他社への出資やM&A等、あるいは子会社・関連会社の設立等により組織形態の変更を行う可能性があります。しかしながら、全ての経営施策が計画通りの成果が実現される保証はなく、市場環境等の急激な変動による想定外の損失の発生や取得した事業もしくは子会社等の業績不振等により当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 財政状態及び経営成績に係るもの

#### 敷金・保証金の回収について

当社グループは、直営店の出店に当たっては賃貸借契約に基づく店舗出店を基本としており、店舗の賃借に際しては家主へ敷金・保証金を差し入れております。

当社グループは、賃貸借契約の締結に際しては、物件所有者の信用状況を確認する等、回収可能性について十分に検討を行い決定しております。しかしながら、物件所有者の財政状況が悪化した場合には、敷金・保証金の回収が困難となる可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 減損会計の影響について

当社グループが所有する商標権、その他の固定資産並びに当社が有する子会社株式や金銭債権等につきましては、減損処理に関する会計基準及び減損処理に関する社内規程に基づいて、每期減損の判定を行っております。これにより営業活動から生じる損益が継続的にマイナスとなる店舗に対する減損が認識された場合や店舗を閉鎖することとなった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当連結会計年度末における商標権は174億31百万円となりました。また、各子会社の業績に基づく株式価値等の評価結果による減損損失の計上により、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 法的規制について

#### 消防法について

当社グループが運営する店舗は「消防法」による規制を受けており、不慮の火災等により会員の方々に被害が及ぶように、防火対策についてはマニュアルを整備し社員教育を施し、年に2回の消防訓練を行い、法令遵守に努めております。「消防法」における問題が生じぬように、法律改正への対応及び行政上の指導については、全ての事項について必要な改善及び届出を済ませており、その後も継続運用しております。

しかしながら、不測の事態によって、当社店舗において火災による死傷事故が発生した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 医薬品医療機器等法、関連法令について

当社グループが運営するカーブス事業は、その品質管理・製造、表示・広告、販売において各関係法令によって規制を受けております。

品質管理・製造においては、食品・添加物・器具容器の規格等を定める「食品衛生法」の規制を受け、表示・広告においては、主に「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」「食品表示法」「健康増進法」「不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）」の規制を受けており、虚偽または誇大な表示・広告が禁止されております。

当社グループでは、各関係法令のチェック及び改正への対応等、体制を整備し法令遵守を図っておりますが、予期せぬ法律規制強化があった場合等には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 個人情報保護法について

当社グループが運営するカーブス事業は、国内外において会員制度を採用しているため、お客様の個人情報を取得しており、日本国内だけではなく海外も含めて個人情報の保護に関連する法律を遵守する必要があります。そのため各国ガイドラインに従い、社内教育や顧客情報の保管管理等を徹底し、個人情報の流失防止を図っております。

しかしながら、不測の事態によって、個人情報の外部流出が発生した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による事業リスクについて

当社グループでは、日頃よりお客様が安心・安全に運動できる環境の整備、社員教育を施しております。此度の新型コロナウイルス感染症流行下においては、専門の医師の方々や行政機関等より情報を収集し、2020年1月より店舗（直営店、FC店）内外での感染予防のための様々な取り組みを徹底するとともに、オンライン体操教室「おうちでカーブス」の開発と展開を進めております。

しかしながら、今後再度国内および欧州において感染が拡大した場合、それに伴う経済活動、消費活動の停滞に起因した新規入会数減少や退会数増加による会員数の減少、緊急事態宣言の発令、ロックダウンを受けての店舗休業等によるロイヤリティなどの収入の減少、新規出店の延期もしくは中止による売上高の減少、フランチャイズ加盟事業者への経営支援コスト等が増加する可能性があります。

また、資金につきましては、長期化することを前提としたキャッシュポジション向上策を打っており、当面の間の運転資金が十分に賄える状況であります。

前連結会計年度（2019年9月～2020年8月）において実行をしたシンジケート方式タームローン（一括実行）の返済が2022年9月より開始いたしますが、資金繰りの懸念はありません。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束時期によっては当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

###### a 財政状態

###### （資産）

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ5億53百万円減少し362億84百万円(前連結会計年度末比1.5%減)となりました。

流動資産は3億14百万円減少し149億61百万円(同比2.1%減)となりました。これは主に、商品が4億19百万円減少したことなどによるものです。

有形固定資産は1億79百万円増加し5億5百万円(同比55.0%増)となりました。

無形固定資産は6億61百万円減少し201億28百万円(同比3.2%減)となりました。これは主に、商標権が5億66百万円減少したことなどによるものです。

投資その他の資産は2億42百万円増加し6億89百万円(同比54.4%増)となりました。

固定資産の総額は2億38百万円減少し213億23百万円(同比1.1%減)となりました。

###### （負債）

流動負債は16億67百万円増加し89億29百万円(同比23.0%増)となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金12億50百万円増加したことなどによるものです。

固定負債は32億41百万円減少し181億91百万円(同比15.1%減)となりました。これは主に、長期借入金30億90百万円減少したことなどによるものです。

負債の総額は15億74百万円減少し271億21百万円(同比5.5%減)となりました。

###### （純資産）

純資産は10億21百万円増加し91億63百万円(同比12.5%増)となりました。これは主に、配当金4億69百万円を支払った一方、親会社株主に帰属する当期純利益11億29百万円を計上したことにより利益剰余金が6億60百万円増加したことなどによるものです。

###### b 経営成績

当社グループ（当社及び連結子会社）は主力事業である「女性だけの30分健康体操教室 カーブス」などを通じて健康寿命の延伸に寄与し、社会課題の解決に貢献する「地域密着の健康インフラ」として、顧客サービス強化による会員の満足度向上、会員数拡充に努めております。

当社グループでは、ウィズコロナ・アフターコロナの市場環境は次の2つの視点から大きく変化するものと捉えています。

健康マーケットの広がり：コロナショックは自らの生命、健康に目を向けざるを得ない機会となり、中長期的には「自分の健康は自分で守る」との認識が一層広がり、予防・健康マーケットは大きく拡大をしていく。

非接触型サービス需要の高まり：アフターコロナにおいても消費者心理、社会経済状況には新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く残り、非接触型サービスの需要が高まるなど質的な変化が発生する。

このような経営環境の中、当社グループは2022年末までの約2年間での事業回復と新しい経営環境下でのビジネスモデル確立を目指しており、2021年8月期(2020年9月1日～2021年8月31日)は、その確かな道筋を創る年度と位置付け戦略を遂行してまいりました。

事業回復の最重要指標である会員数は、前連結会計年度末60.0万人から9.2万人純増し、69.3万人（オンライン会員を含む）となりました。

年度を通じて緊急事態宣言等が繰り返し発出される中においても感染予防を徹底した営業を継続し、サービス品質を高め顧客満足度向上に取り組んだ結果、月次退会率は既にコロナ前の水準以下に抑えることができております。

新規会員募集においては年3回の新規体験キャンペーンを実施、強みである「クチコミ紹介」マーケティングおよ

びTVCMとWebプロモーション等のメディアミックスマーケティングが功を奏し、会員数の増加につながりました。特に重点施策であるヤング層（50～64歳）マーケティングが着実に成果を上げており、64歳以下の新規入会者数が増え、新規入会者全体に占める64歳以下の割合も増加をしています。

2020年9月に特別休会者向けに先行リリースをしたオンライン体操教室「おうちでカーブス」は、2021年4月より新規会員募集を開始いたしました。リアルとオンラインを融合させた新たなビジネスモデル構築への取り組みを進めております。

また物販においては、「食生活の相談」を通じたプロテイン等のご提案によって新規定期購入者数が増加し、また2020年12月販売開始のプロテイン愛飲者向けの新商品の販売も好調に推移したことで客単価が向上し、会員向け物販売上高はコロナショック前の水準にほぼ回復をしました。

なお、2021年4月23日以降に発出された緊急事態宣言等の影響により、休業要請の対象となった大型施設に入居する一部の店舗において休業（最大時31店舗）等が発生をいたしました。対象店舗の会員様のおよそ70%は近隣店舗利用もしくはオンライン体操教室「おうちでカーブス」の利用によって運動を継続いただくことができ、会費返金等の影響は最小限にとどまりました。

また、コロナショックの影響が大きい店舗の統廃合を引き続き進めており、統廃合店の会員様のうち約70%の方は他店に移籍をして運動を継続いただいています。

これらによって、当連結会計年度末の国内カーブス（メンズ・カーブスを除く）店舗数及び会員数は次の通りとなりました。

#### 1.国内カーブス店舗数

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)		
		前連結会計年度末比		
店舗数	2,020店舗	1,958店舗	62店舗	3.1%
内、直営店舗数	70店舗	75店舗	5店舗	7.1%
フランチャイズ店舗数	1,950店舗	1,883店舗	67店舗	3.4%

#### 2.国内カーブス会員数

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)		
		前連結会計年度末比		
休会を除く実質会員数	60.0万人	69.3万人	9.2万人	15.5%

(注) 1.当連結会計年度の新規出店数は17店舗、閉店・統合数は79店舗となっております。

2.特別休会制度は2021年3月末をもって終了しております。

3.国内カーブス会員数には、オンライン体操教室「おうちでカーブス」の会員数を含んでおります。

男性向け運動施設「メンズ・カーブス」は、当連結会計年度に2店舗出店し、総店舗数は7店舗となりました。

海外事業は、2019年7月にフランチャイズ本部事業を買収いたしました欧州を重点地域と位置付けています。当連結会計年度末（2021年6月末（決算期のずれにより、2ヶ月遅れでの連結取り込み））の欧州カーブス（イギリス・イタリア・スペイン・他5ヶ国）店舗数は157店舗（全店フランチャイズ店舗）、うち154店舗は各国のロックダウン解除により順次営業を再開いたしました。

また、コスト面においては、休業休会に伴うフランチャイズ加盟店への経営支援金が減少をした一方、積極的にマーケティング費用を投下したこと、オンライン体操教室「おうちでカーブス」開発投資を引き続き実行したことなどによって、販売費及び一般管理費は前連結会計年度比779百万円増加いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、246億81百万円（前年同期比1.6%減）、営業利益は、16億22百万円（前年同期比39.0%増）、経常利益は、為替変動によりCurves International, Inc.においてキャッシュの増減には影響しない為替差益が発生した結果、17億16百万円（前年同期比47.4%増）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税、住民税及び事業税を10億11百万円計上したこと等により、11億29百万円（前年同期比47.7%増）となりました。

なお、当社グループはカーブス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。



キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末と比較して2億26百万円増加し、97億60百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動の結果、32億40百万円の資金増加（前連結会計年度18億82百万円）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益が17億5百万円、商標権償却額が10億3百万円、たな卸資産の減少に伴う資金増加が4億21百万円および法人税等の還付額が4億55百万円だった一方、売上債権の増加に伴う資金減少が6億2百万円、法人税等の支払額が6億28百万円だったことなどによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動の結果、7億33百万円の資金減少（前連結会計年度4億64百万円）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出が4億7百万円、有形固定資産の取得による支出が2億49百万円だったことなどによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動の結果、23億9百万円の資金減少（前連結会計年度27億65百万円）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出が18億40百万円、配当金の支払額が4億69百万円だったことによるものです。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産の実績

該当事項はありません。

b. 仕入の実績

	金額(千円)	前期比(%)
カーブス事業	5,826,216	90.2
合計	5,826,216	90.2

(注) 1. 当社グループは「カーブス事業」の単一セグメントであります。  
2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

c. 受注の実績

該当事項はありません。

d. 販売の実績

	金額(千円)	前期比(%)
カーブス事業	24,681,001	98.4
合計	24,681,001	98.4

(注) 1. 当社グループは「カーブス事業」の単一セグメントであります。  
2. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

## (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中における将来に関する事項は、本書提出日時点において判断したものであります。

## 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づき作成しております。重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）」に記載しております。連結財務諸表を作成するに当たり、必要な見積りを行っており、それらは資産、負債、収益及び費用の計上金額に影響を与えております。これらの見積りは、その性質上判断及び入手し得る情報に基づいて行いますので、実際の結果がそれらの見積りと相違する場合があります。特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りについては、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（追加情報）」に記載しております。

## （繰延税金資産）

繰延税金資産は、将来の課税所得を合理的に見積り、回収可能性を十分に検討し、回収可能見込額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ、課税所得が減少した場合、繰延税金資産が取り崩され、税金費用を計上する可能性があります。

## （固定資産の減損処理）

減損の兆候のある資産又は資産グループについて、回収可能価額に基づき減損の判定を行っております。回収可能価額は、使用価値と正味売却価額のいずれか高い方により測定しております。回収可能価額は、事業計画や市場環境の変化により、その見積り金額の前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、追加の減損処理が必要になる可能性があります。見積りには不確実性が伴うため、実際の結果はこれらと異なる場合があります。

## 経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績は、売上高246億81百万円、営業利益16億22百万円、経常利益17億16百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11億29百万円となりました。

当連結会計年度における売上高及び営業利益の分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

また、連結ROA（総資産経常利益率）は4.7%、経常利益成長率は47.4%の増加となりました。これは、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要」に記載の通り、コロナショックの影響を最小限にとどめ、会員向け物販売上高も好調に推移したことによるものであります。

## 当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの運転資金、設備資金については、主に自己資金を充当しております。当連結会計年度における資本の財源及び資金の流動性についての分析につきましては、「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要」に記載のとおりであります。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物の残高は97億60百万円となっており、将来に向けて十分な財源と流動性を確保しております。

## 4 【経営上の重要な契約等】

## (1) 国内フランチャイジーとのフランチャイジー加盟契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスジャパン	カーブスフランチャイジー各事業者	契約締結先は指定地区内においてカーブス加盟店を開業し運営する	契約締結日より10年間 以後両当事者の合意がなされた場合には5年ごとの更新

(注) 上記については、株式会社カーブスジャパンは契約締結先より、加盟金、フィットネス機器代金、広告分担金、ロイヤルティ等を対価として受取っております。

## (2) 国内エリアデベロッピングパートナーとの契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスジャパン	エリアデベロッピングパートナー各社	契約締結先は契約対象地区においてカーブス加盟店候補先を開発し、開業を支援する	契約締結日より5年間 以後両当事者の合意がなされた場合には更新

(注) 上記については、株式会社カーブスジャパンは契約締結先より権利の対価を受取っております。また、契約締結先に対して、契約対象地区内のカーブスフランチャイジー各事業者から受取った対価のうちその一部を支払っております。

## (3) 海外マスターフランチャイジーとの契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
Curves International, Inc.	各Master Franchisee (以下、「MFC」という。)	MFCは、対象地域内において、直営店の出店およびサブフランチャイジーとの間でフランチャイズ加盟契約を締結し、フランチャイズ店舗を出店させることができる	当初10年間、以後5年ごとに更新

(注) 上記については、Curves International, Inc.は契約締結先より、ロイヤルティ等を対価として受取っております。

## (4) 海外マスターライセンスーとの契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
Curves International, Inc.	各Master Licensee (以下、「MLC」という。)	MLCは、対象地域内において、直営店の出店およびサブフランチャイジーとの間でフランチャイズ加盟契約を締結し、フランチャイズ店舗を出店させることができる(MFCとの契約に対しややサポートを簡素化)	当初10年間、以後5年ごとに更新

(注) 上記については、Curves International, Inc.は契約締結先より、ロイヤルティ等を対価として受取っております。

## (5) 金融機関とのシンジケートローン契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスホールディングス	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社りそな銀行 株式会社群馬銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社足利銀行 株式会社横浜銀行	借入金額184億円、返済方法3ヶ月毎の約定均等返済、年利率TIBOR+0.3%とする	2018年3月29日から2028年3月29日

(注) 1.上記については株式会社カーブスジャパン、株式会社ハイ・スタンダード、Curves International, Inc.が連帯保証人となっております。

2.主な借入人の義務は下記となっております。

イ.借入人の決算書類を提出する義務

ロ.本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと

ハ.財務制限条項を遵守すること

財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係」に記載しております。ただし、本書提出日時点において、財務制限条項の（本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、多数貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、株式会社コシダカホールディングスをして借入人に対する議決権割合を67%以上に維持する）は撤廃されております。

## (6) プロテインメーカーとの製造委託契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスジャパン	日成共益株式会社	プロテインの製造委託	2010年6月1日から2011年5月31日、以後1年ごとに更新

(注) 上記については、株式会社カーブスジャパンは契約締結先へ、プロテインの仕入対価を支払っております。

## (7) 欧州フランチャイジーとのフランチャイジー加盟契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
Curves Europe B.V.	各Franchisee	契約締結先は指定地区内においてカーブス店舗を開業し運営する	契約締結日から10年間

(注) 上記については、Curves Europe B.V.は契約締結先より、店舗オープン時における加盟金と一時金、会費収入に対するロイヤルティを対価として受取っております。

## (8) 金融機関とのシンジケートローン契約

契約会社名	契約締結先	契約内容	契約期間
株式会社カーブスホールディングス	株式会社三菱UFJ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社群馬銀行	借入金額50億円、返済方法3ヶ月毎の約定均等返済、年利率TIBOR+0.25%とする	2020年7月3日から2025年6月30日

(注) 1.上記については株式会社カーブスジャパンが連帯保証人となっております。

2.主な借入人の義務は下記となっております。

イ.借入人の決算書類を提出する義務

ロ.本契約において許容される場合を除き、書面による事前承諾なく第三者のために担保提供を行わないこと

ハ.財務制限条項を遵守すること

財務制限条項の主な内容は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 連結貸借対照表関係」に記載しております。

## 5 【研究開発活動】

当社グループは、国立大学等の研究機関と共同で健康や運動による脳機能への効果測定などを行っております。  
当連結会計年度における研究開発費の総額は、67百万円であります。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当社グループの設備投資(無形固定資産を含む)は、781,657千円実施いたしました。

これは主に、株式会社カーブスジャパンにおいて、フランチャイズ加盟企業向けシステムの増強及びオンライン体操教室「おうちでカーブス」の開発投資を中心に694,003千円、株式会社ハイ・スタンダードにおいて、リニューアル工事を中心に38,222千円の設備投資を実施したものであります。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は次のとおりであります。

なお、当社グループはカーブス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

##### (1) 提出会社

2021年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
		建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	敷金及び 保証金	ソフトウ エア	その他		合計
本社 (東京都港区)	統括業務施設	-	348	-	9,677	-	10,026	29 (0)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の2021年8月期末人数であります。  
 4. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

##### (2) 国内子会社

2021年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	工具、器 具及び備 品	敷金及び 保証金	ソフトウ エア	その他		合計
株式会社 カーブス ジャパン	本社並びに 店舗設備 (東京都港 区)	統括業務 施設 フィット ネス施設	65,165	281,088	148,926	795,954	-	1,291,135	255 (45)
株式会社 ハイ・ス タンダー ド	店舗設備 (千葉県千 葉市他68 店)	フィット ネス施設	112,909	11,353	120,047	-	-	244,310	248 (18)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。  
 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
 3. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の2021年8月期末人数であります。  
 4. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。  
 5. 当社グループは、単一セグメントであるため、会社毎の従業員数を記載しております。  
 6. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	賃借料(千円)
株式会社カーブスジャパン	本社	本社事務所	193,616

##### (3) 海外子会社

該当事項はありません。

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資計画は、経済動向、業績動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

なお、当社グループはカーブス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

2021年8月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)				
株式会社カーブス ジャパン	本社 (東京都港区)	システム投資 (器具・備品)	21,308	-	自己資金	2021年9月	2022年8月	生産性向上
株式会社カーブス ジャパン	本社 (東京都港区)	システム投資 (ソフトウェア)	586,277	-	自己資金	2021年9月	2022年8月	生産性向上

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	320,000,000
計	320,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2021年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	93,857,493	93,857,493	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株でありま す。
計	93,857,493	93,857,493		

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。



## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年12月5日 (注) 1	82,297,884	82,298,284	18	20,018	18	18
2020年3月1日 (注) 2	2,415,000	84,713,284	828,646	848,664	828,646	828,664
2020年3月6日 (注) 1	9,144,209	93,857,493	2	848,666	2	828,666

(注) 1. 新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

発行価格 750円

引受価額 686.25円

資本組入額 343.125円

## (5) 【所有者別状況】

2021年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)		24	27	258	141	39	32,590	33,079	
所有株式数 (単元)		122,200	19,717	255,367	186,384	80	354,581	938,329	24,593
所有株式数 の割合(%)		13.02	2.10	27.22	19.87	0.01	37.79	100.00	

(注) 自己株式121株は「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に21株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2021年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
株式会社ヨウザン	群馬県前橋市平和町1丁目4-10	21,328,000	22.72
腰高 博	群馬県前橋市	9,240,000	9.84
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS (常任代理人 香港上海銀行東 京支店 カストディ業務部)	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5NT, UK (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	7,047,185	7.50
増本 岳	東京都港区	5,109,941	5.44
株式会社アイエムオー	群馬県前橋市下大島町1055-261	3,784,000	4.03
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,528,600	3.75
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	2-4, RUE EUGENE RUPPERT, L - 2453 LUXEMBOURG, GRAND DUCHY OF LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1 品川イン ターシティA棟)	2,430,100	2.58
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,344,200	2.49
腰高 修	群馬県前橋市	2,216,000	2.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	2,212,800	2.35
計	-	59,240,826	63.11

(注) 1. 前事業年度末において主要株主であったエフエムアール エルエルシー (FMR LLC) は、当事業年度末では主  
要株主ではなくなりました。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数3,528,600株は、全て信託業務に係る株式  
数であります。

3. 株式会社日本カストディ銀行(信託口9)の所有株式数2,344,200株は、全て信託業務に係る株式数であり  
ます。

4. 株式会社日本カストディ銀行(信託口)の所有株式数2,212,800株は、全て信託業務に係る株式数でありま  
す。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2021年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 100		
完全議決権株式(その他)	普通株式 93,832,800	938,328	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 24,593		
発行済株式総数	93,857,493		
総株主の議決権		938,328	

## 【自己株式等】

2021年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社カーブスホール ディングス	東京都港区芝浦3丁目9番 1号	100		100	0.00
計		100		100	0.00

(注) 上記以外に自己名義所有の単元未満株式数が21株あります。

## (8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】

## (従業員に対する株式給付信託(J-ESOP))

当社は、2021年10月18日開催の取締役会において、当社の従業員及び当社の子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

本制度は、対象従業員の帰属意識の醸成や株価上昇に対するモチベーション等の観点から、対象従業員に当社の株式を給付し、その価値を処遇に反映することを目的としております。

## 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、対象従業員に対し個人の貢献度及び勤続年数等に応じてポイントを付与し、原則として退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、対象従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

## 対象者に取得させる予定の株式総数

本制度において取得する予定の株式の総数は未定であります。

本制度による受益者その他の権利を受けることができる者の範囲  
対象従業員のうち株式給付規程に定める受益者要件を満たす者。

(取締役に対する株式給付信託(BBT))

当社は、2021年10月18日開催の取締役会において、当社の取締役(監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)及び執行役員並びに当社の子会社の取締役(社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。)及び執行役員(以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「対象役員」といいます。)に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年11月25日開催の第13回定時株主総会に付議しました。

本制度は、対象役員の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。)を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭(以下「当社株式等」といいます。)が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として在任中一定の時期(ポイント付与後、3年を経過した時期)となります。ただし、退任役員に関しては、退任後、所定の時期に給付を受けることとします。

(本信託の概要)

- イ. 名称 : 株式給付信託(BBT)
- ロ. 委託者 : 当社
- ハ. 受託者 : みずほ信託銀行株式会社  
(再信託受託者: 株式会社日本カストディ銀行)
- ニ. 受益者 : 対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ホ. 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
- ヘ. 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
- ト. 本信託契約の締結日 : 2022年1月(予定)
- チ. 金銭を信託する日 : 2022年1月(予定)
- リ. 信託の期間 : 2022年1月(予定)から信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

対象者に取得させる予定の株式総数

上限250,000株(5事業年度)

本制度による受益者その他の権利を受けることができる者の範囲  
対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

## (1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他( - )	-	-	-	-
保有自己株式数	121	-	121	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年11月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しており、将来の事業展開と財務体質の健全化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定した配当を継続して実施し、連結配当性向50%を目指す方針をとっております。

当社の剰余金の配当は中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当基準日は、期末配当は8月31日、中間配当は2月末日の年2回のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、2021年11月25日開催の定時株主総会において2021年8月31日を基準日として、1株当たり5円の配当を行うことを決議いたしました。

なお、当連結会計年度におきましては、中間配当は実施しておりません。

また、内部留保資金につきましては、今後の事業展開に必要な設備投資等の事業拡大を中心とした資金需要に備えることといたします。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年11月25日 定時株主総会決議	469	5.0

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、株主に対する企業価値の最大化を図るために、経営の透明性と健全性を維持しつつ、変化の激しい経営環境の中における企業競争力の強化のため、迅速な意思決定と機動的な組織運営を実現することをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針とし、体制を整備し諸施策を実施しております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．企業統治の体制の概要

当社グループのガバナンス体制は、事業子会社が事業執行機能を担い事業推進に専心する一方で、持株会社である当社の取締役会がグループ全体の経営・監督機能を担うという経営体制を採用しております。また、当社は、2019年11月28日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更を決議し、同日付をもって、監査役設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

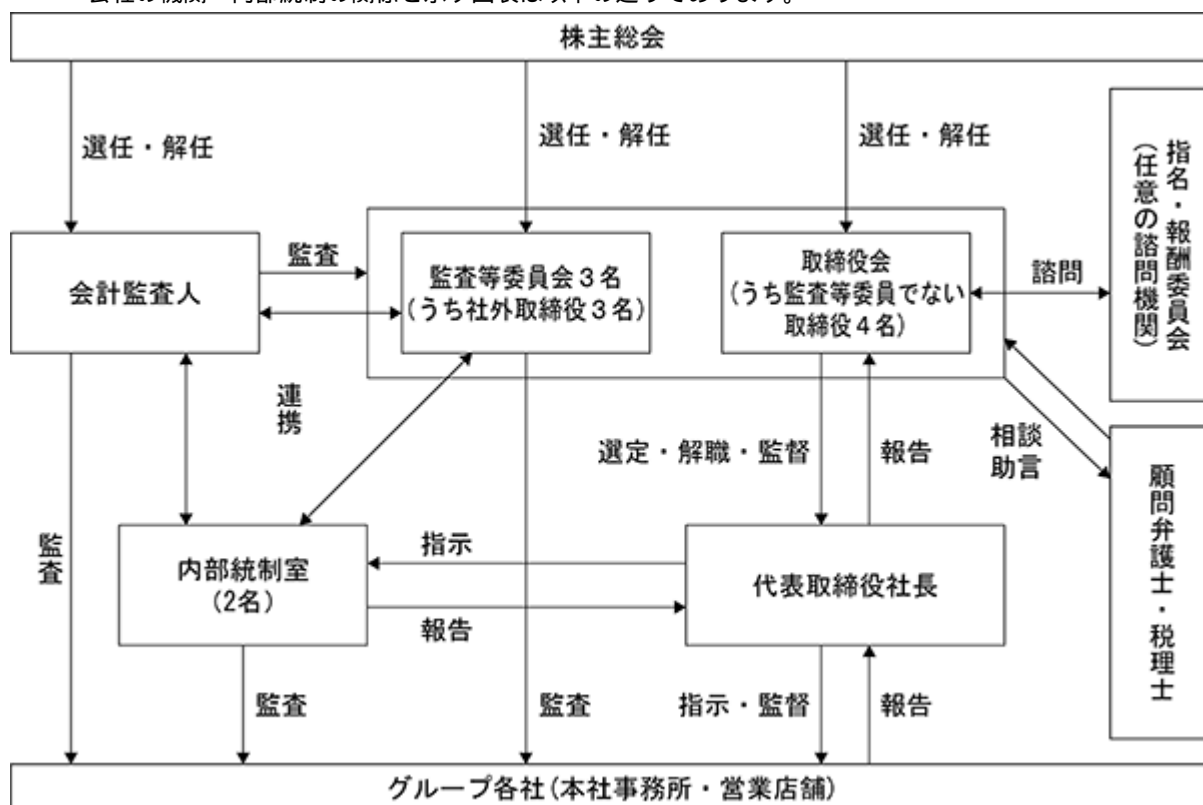
当社取締役会は代表取締役社長 増本 岳を議長として取締役7名（うち社外取締役3名）で構成されています。構成員については、「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。取締役会は、定例取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時取締役会を随時開催しております。当社グループの経営方針、経営計画、年度予算その他グループ各社の重要な事項に関する意思決定を行うとともに、月次予算統制、月次業務報告その他グループ各社からの重要な業務事項の報告確認により業務執行の監督を行っております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）はグループ各社の取締役を兼務し、各社の事業執行を直接監督するとともに、取締役会の開催場所と開催日を極力合わせて、適確かつ整合性のある迅速な意思決定を可能とする体制を整えております。また、コーポレート・ガバナンスの強化のため、任期を1年に定めております。

当社監査等委員会は、常勤監査等委員 國安 幹明を議長として取締役3名（全員が社外取締役であり、常勤1名、非常勤2名）で構成されています。構成員については、「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。監査等委員会は、毎月1回の定例監査等委員会の開催のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。

当社は、取締役会の任意の諮問機関として指名・報酬委員会を設置し、社外取締役 山本 禎良が議長を務めています。その他のメンバーは、代表取締役社長 増本 岳、社外取締役 寺石 雅英の3名で構成されています。指名・報酬委員会は、取締役の選任、解任、代表取締役の選任、解任及び取締役の報酬に関して審議を行い、透明性・公正性を確保しております。

会社の機関・内部統制の関係を示す図表は以下の通りであります。



#### ロ．企業統治の体制を採用する理由

当社は、当社グループの継続的な企業価値の向上を実現し、株主価値の視点から経営を監督する仕組みを確保する目的で、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社は、社外取締役3名を監査等委員とすることにより、経営の意思決定機能と業務執行を監督する機能を持つ取締役会に対し、外部からの経営の監視機能とコーポレート・ガバナンス機能を強化しております。

#### 企業統治に関するその他の事項

##### ・内部統制システム整備の状況

当社は、東京証券取引所が定める有価証券上場規程第439条の規定に基づき、会社法第362条第4項第6号ならびに会社法施行規則第100条が規定する「内部統制システム」の基本方針を以下のとおり定めております。

##### 1．当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」と記載します）取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループの役職員が法令及び定款を遵守し、社会規範及び倫理観を尊重して職務を執行するための行動規範を制定して、その周知徹底を図る。

当社内部統制室は、「内部統制規程」に基づいて継続的に内部統制システムの運用状況の監査を行い、その結果については適宜取締役会及び監査等委員会に報告する。

当社は、内部通報制度を活用して、法令違反等の早期発見、未然防止に努めるとともに、是正、改善が必要な場合は速やかな措置をとる。

##### 2．当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会、取締役会等の重要な会議の議事並びに資料を含めた取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」等諸規程に基づいて書面または電磁的記録により作成、保管、保存する。

取締役の職務の執行に係る情報については、必要な関係者が閲覧並びに謄写できる状態を維持する。

取締役の職務の執行に係る情報については、法令または東京証券取引所が定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従った情報開示に努める。

##### 3．当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営に対するあらゆる損失の危険に対処するため「リスク管理規程」を制定し、予想されるリスクの把握とともに予防的措置をとり、さらにリスクが発生した場合の被害を最小限にとどめるための体制を整備する。

当社グループのリスク管理の所管部門は経営管理部とし、当社グループがリスクの発生を把握した場合は経営管理部を通じて速やかに代表取締役もしくは取締役会に報告し、指示により「リスク対策委員会」を設置し、迅速な対応により被害拡大の防止に努める。

##### 4．当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は経営上の意思の決定と業務執行の分離、意思決定の迅速化並びに職務権限と責任を明確にするために「関係会社管理規程」等を制定し管理体制を明確にするとともに、グループ会社においては執行役員制度を採用し、「取締役会規程」等諸規程に従って業務を執行する。

当社子会社においては、定期的な取締役会、経営会議、ならびに必要なに応じてその他会議体を設置するとともに、その規模等に応じて「組織管理規程」「業務分掌規程」等の整備を行わせるものとする。

##### 5．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### イ.当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は当社子会社に対して役職員を派遣し、派遣された者は各々に与えられた職責に従って、子会社の業務の執行、監視・監督または監査を行い、当社取締役に報告する。

##### ロ.当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社子会社は当社「リスク管理規程」に基づいてリスクマネジメントを行い、予想されるリスクの把握、予防的措置をとり、さらにリスクの発生を把握した場合は速やかに当社グループのリスク管理の所轄部門である経営管理部に報告する。

##### ハ.当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることの体制

当社は「関係会社管理規程」を定めて経営管理のみならず当社子会社との連携、情報共有を密に保ち、また当社グループ経営理念の周知徹底により、当社グループすべての役職員が実践すべき方針、行動基準を明確にする。



## 二. 当社子会社の取締役等及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社子会社の管理は当社経営管理部が担当し、当社子会社の業務執行の状況等を当社に報告させるとともに、改善すべき点があれば適宜指導する。また、当社内部統制室は関連諸規程に基づいて内部監査を実施し、結果については速やかに代表取締役社長に報告する。

## 6. 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合におけるその使用人に関する事項及び当該使用人の取締役会からの独立性並びに指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査等委員会の職務が適切に行われるよう速やかに対処する。

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いた場合は、監査等委員会の指揮命令下においてその業務に専念させ、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の任命、異動、人事評価並びに賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の意見を尊重する。

### ロ. 当社グループの取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社グループの役職員は、職務の執行に関する法令または定款違反、不正事実の発見または当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合は、直ちに、監査等委員会に報告する。また、当社内部統制室は内部監査の状況を監査等委員会に報告する。さらに内部通報についても速やかに監査等委員会に報告される。

### ハ. 当社子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社グループの役職員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行状況及び経営に重大な影響を与える重要課題を発見した場合は、迅速かつ適切に監査等委員会に報告する。ただし、内部通報規程に基づいてなされた内部通報のうち、内部通報窓口担当者以外への開示について同意がないものは、この限りではない。

### ニ. 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査等委員会に報告した当社グループの役職員に対して、通報または報告したことを理由に不利益な取り扱いをすることを禁じて、当該報告者を保護する。

### ホ. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還手続きその他の当該職務執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が職務執行上の費用の前払等の請求を当社に対して行った場合はその請求が職務執行上必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに当該費用の精算を行う。

### ヘ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員を基本的に社外取締役とすることによってステークホルダーに対する透明性を高めるとともに、社外取締役としては企業経営に精通した経験者、有識者や公認会計士等の有資格者を招聘して、監査の実効性や有効性を高めるものとする。

監査等委員会は、重要課題等について代表取締役社長と協議並びに意見交換するための会議を適宜開催し、また会計監査人、当社子会社監査役等との定期的な情報交換を行うものとする。

## 7. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制評価に関する基本方針書」を定め、財務報告に係る内部統制システムの整備及び運用を行う。

## 8. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求については拒絶することを基本方針とし、取引先がこれに関わる個人、企業または団体等であると判明した場合は当該取引先との取引を解消する。

顧問弁護士並びに外部専門機関との連携による協力体制を構築する。

- ・リスク管理体制の整備状況について

当社グループは、毎月開催される当社経営会議においてリスク対策及びコンプライアンス対策の検討等を行うこととしており、特に必要と認められる場合は、代表取締役もしくは取締役会の決議により「リスク対策委員会」や「コンプライアンス委員会」を設置し、対策の検討を強化いたします。また、当社及びグループ各社のリスク管理体制を構築し、コンプライアンスの遵守を実現させるために、会社組織や業務に係る各種規程等を整備し、その適正な運用を行っております。特に内部牽制が組織全体にわたって機能するよう、グループ各社の社内規程等・マニュアルに沿った運用の徹底に力を注いでおります。更に、企業倫理の確立とコンプライアンスの徹底のために、グループ各社の各種社内会議および社内研修の場において全ての役員・従業員の意識の高揚を図り、あるべき行動を教育しております。

- ・取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）を8名以内とする旨を定款に定めております。

- ・取締役の選任及び解任の決議要件

当社の取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。また解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

- ・株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

- ・自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

- ・取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であったものを含む。）の責任を、法令の限度において、取締役会の決議により免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役等が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

- ・監査等委員との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、監査等委員3名（うち社外取締役3名）との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

- ・役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその地位に基づいた行為に起因して保険期間中に提起された損害賠償請求に起因して、被保険者が被る損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社及びその会社法上の子会社すべての取締役・社外取締役・監査役・執行役員・管理職立場の従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

・剰余金の配当（中間配当）の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを可能とするため、毎年2月末の最終の株主名簿に記載又は記録された株主等に対して剰余金の配当（中間配当）を行うことができる旨を定款に定めております。また、剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款に定めております。

## (2) 【役員 の 状 況】

## 役員一 覧

男性 6名 女性 1名(役員のうち女性の比率 14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	増本 岳	1964年6月16日	1988年4月 株式会社日本LCA入社 1989年6月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年2月 株式会社カーブスジャパン代表取締役社長 2005年4月 同社代表取締役会長兼CEO 2010年9月 当社取締役 株式会社ハイ・スタンダード取締役 当社代表取締役社長(現任) 2011年4月 株式会社コシダカホールディングス執行役員 2011年5月 株式会社コシダカホールディングス執行役員 2015年6月 公益社団法人スポーツ健康産業団体連合会理事 (現任) 2017年6月 一般社団法人日本フィットネス産業協会監事 一般社団法人日本ヘルスケア協会理事(現任) 2018年3月 Curves International, Inc. President and CEO(現任) Curves International UK LTD. Director CFW Asia Management Company Limited Director(現任) 2018年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 副会長小売サービス部会長 2018年8月 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ 協議会監事 2018年11月 株式会社カーブスジャパン代表取締役会長 (現任) 2019年7月 CFW International Management B.V. (現・Curves Europe B.V.) President and CEO (現任) CFW Operations Europe Limited Director (現任) Curves International of Spain, S.A. Director(現任) 2019年12月 Curves Operations Italy S.r.l. Director (現任) 2020年6月 一般社団法人日本フィットネス産業協会理事 (現任) 2020年11月 株式会社ハイ・スタンダード代表取締役会長 (現任) 2021年5月 一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会 会長(現任) 2021年6月 一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ 協議会理事(現任) 2021年11月 KIMOSCAPE(PTY)LTD Director(現任)	(注) 2	5,109,941
取締役	坂本 眞樹	1967年1月20日	1991年5月 オールダースインターナショナルオーストラリ ア入社 1993年3月 株式会社パナリング入社 1996年3月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年3月 株式会社カーブスジャパン出向 2005年4月 同社代表取締役社長 2011年5月 同社取締役社長(現任) 株式会社ハイ・スタンダード取締役(現任) 当社取締役(現任)	(注) 2	2,077,447
取締役 (注) 4	増本 陽子	1973年3月13日	1995年4月 株式会社ベンチャー・リンク入社 2005年2月 株式会社カーブスジャパン出向 2011年5月 同社取締役副社長(現任) 当社取締役(現任)	(注) 2	2,077,447
取締役 管理本部長	松田 信也	1955年11月27日	1980年4月 株式会社高島屋入社 2011年4月 株式会社コシダカホールディングス入社 株式会社カーブスジャパン経営管理本部長(現任) 2014年3月 株式会社コシダカホールディングス執行役員 当社管理本部長 2018年11月 当社取締役管理本部長(現任) 2019年7月 CFW International Management B.V.(現・ Curves Europe B.V.) Director(現任)	(注) 2	15,492

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員) (注)1	國安 幹明	1955年3月31日	1978年4月 三井物産株式会社入社 2012年6月 トライネット・ロジスティクス株式会社 常勤監査役 2013年6月 東神倉庫株式会社 非常勤監査役兼務 2014年7月 ユニキャリアホールディングス株式会社 常勤監査役 2014年12月 ユニキャリア株式会社常勤監査役 同社取締役常務執行役員経営戦略室長 兼管理本部長 2015年4月 同社取締役常務執行役員管理本部長 2017年10月 三菱ロジスネクスト株式会社特別顧問 2018年7月 当社監査役 2018年11月 株式会社カーブスジャパン監査役(現任) 株式会社ハイ・スタンダード監査役(現任) 2019年11月 当社社外取締役(常勤監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員) (注)1	山本 禎良	1955年5月17日	1978年11月 監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任 監査法人)入所 1992年7月 同監査法人社員 2000年7月 同監査法人代表社員 2017年7月 山本禎良公認会計士事務所所長(現任) 2017年8月 東亜工業株式会社社外監査役(現任) 2018年6月 株式会社免疫生物研究所社外監査役(現任) 公益財団法人東京都防災建築まちづくりセン ター監事(現任) 2018年11月 当社監査役 株式会社カーブスジャパン監査役 株式会社ハイ・スタンダード監査役 2019年11月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
取締役 (監査等委員) (注)1	寺石 雅英	1961年7月10日	1993年4月 名古屋商科大学商学部助教授 1995年4月 群馬大学社会情報学部助教授 2001年6月 株式会社エスイー社外監査役(現任) 2002年4月 群馬大学社会情報学部教授 2005年11月 株式会社コシダカホールディングス社外監査役 2011年4月 大妻女子大学キャリア教育センター教授 (現任) 2015年11月 株式会社コシダカホールディングス社外取締役 (監査等委員) 2019年11月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)	(注)3	-
計					9,280,327

- (注)1. 監査等委員である取締役 國安幹明、山本禎良及び寺石雅英は、社外取締役であります。
2. 取締役の任期は、2021年11月25日開催の定時株主総会終結の時から、選任後1年以内に終了する事業年度の  
うち、最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までであります。
3. 監査等委員である取締役の任期は、2021年11月25日開催の定時株主総会終結の時から、選任後2年以内に終  
了する事業年度のうち、最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までであります。
4. 取締役 増本陽子は、代表取締役社長 増本岳の配偶者であります。

## 社外役員の状況

当社は企業統治において、社外取締役の専門的かつ客観的な視点や、意見具申は有用であると考えておりません。社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針を明文化したものはありませんが、独立性の判断につきましては、金融商品取引所の定める独立性基準を参考に選定しております。また、社外取締役の選定にあたっては、会社法上の要件に加え、会社経営における豊富な経験と高い見識を重視しており、金融商品取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般株主と利益相反の生じる恐れのない者を選定しております。

また、社外取締役3名と当社との間に、人的関係、資本的关系またはその他利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）の國安幹明氏は、当社との人的関係、資本的关系または取引関係その他利害関係が無く、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富な経験と企業経営の幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、常勤の監査等委員長として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。

社外取締役（監査等委員）の山本禎良氏は、当社との人的関係、資本的关系またはその他利害関係が無く、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。

社外取締役（監査等委員）の寺石雅英氏は、当社との人的関係、資本的关系またはその他利害関係が無く、大学教授として会社経営の先端的研究に携わり、客観的立場から当社の経営を監査するために必要な、豊富で幅広い見識を有しており、業務執行を行う経営陣に対し、監査等委員として公正かつ客観的に経営の妥当性を監督し監査機能の充実が期待できると判断し選任しております。

## 社外取締役による監査又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査人監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員は全員社外取締役であります。監査等委員会と内部統制部門、監査等委員会と会計監査人の間では、定期的な情報交換会等によって連携を図っております。具体的には、監査計画の擦り合わせや作業分担の確認や情報交換等を行い、効率的で適切な監査業務の実施に努めております。

## (3) 【監査の状況】

## 内部監査及び監査等委員会による監査の状況

当社は、専任スタッフ2名の人員で構成する代表取締役社長直轄の内部統制室を設置しております。内部統制室は事業年度初頭に年間の内部監査計画及び内部統制評価に関わる監査計画を作成し、その計画に基づき、グループ各社の業務が各社の定める社内規程等またはマニュアルに従って行われているか、効率的な業務運営が行われているか及びコンプライアンスが遵守されているかなどについて、全部門を対象に監査を行い、監査内容、監査結果及び問題点の改善状況が都度社長に報告されております。

当社の監査等委員は当社の取締役会に出席し必要に応じ発言するだけでなく、必要に応じてグループ各社の取締役会その他重要な会議にも適宜参加し、重要な経営の意思決定及び業務執行に係る各種社内報告及び稟議の内容調査を行うとともに、グループ各社の営業店舗への往査などを通じて、取締役による業務執行を多面的に監査しております。

また、監査等委員会は会計監査人から監査計画及び監査結果の報告を受けると共に、質疑応答・意見交換など定期的な打ち合わせを行い、相互連携を図っております。さらに、内部統制室と相互に連携を図りながら各種監査を実施すると共に、会計監査人との打合せに内部統制室も同席の上情報共有を図ることにより、三様監査の手法により連携を深め監査の実効を挙げるよう務めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を19回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
國安 幹明	19回	19回
山本 禎良	19回	19回
寺石 雅英	19回	19回

監査等委員会の主な検討事項は、監査方針、監査計画の策定やグループ各社の内部統制システムの整備、運用状況、会計監査人の監査方法及び結果の妥当性等となります。

常勤の監査等委員の活動は、取締役会等会議への出席の他、取締役及び各部署長等とのコミュニケーション、内部監査立ち合い、監査法人との意見交換等により日常的な情報収集を行い、監査等委員会や日常のコミュニケーションを通じ非常勤監査等委員へ報告し、情報共有を図っております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

ひびき監査法人

## b. 継続監査期間

4年間

## c. 業務を執行した公認会計士

木下 隆志

黒崎 浩利

## d. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 6名

## e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定に当たっては、会計監査人としての専門性、独立性、品質管理体制を総合的に判断して選定いたします。

## f. 監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、専門性、品質管理体制、監査チームの独立性、監査体制、監査計画の内容及び実施状況、会計監査の職務遂行状況が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、総合的に評価しております。その結果、ひびき監査法人を適任と判断しております。

## 監査報酬の内容等

## a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	24,000	1,500	24,000	
連結子会社				
計	24,000	1,500	24,000	

## b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a.を除く）

該当事項はありません。

## c. 監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容

（前連結会計年度）

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォートレターの作成等を委託し、その対価を支払っております。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

## d. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

## e. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬は、監査計画及び業務の特性等を勘案し、監査等委員会の同意を得て取締役会で決議し決定いたします。

## f. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積の算定根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額について会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。



## (4) 【役員の報酬等】

## 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりとなります。

また、決定方針の決定方法は、取締役会の決議によります。

## 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除く。以下、断りがない限り同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう基本報酬と非金銭報酬としての株式報酬を組み合わせた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各取締役の役位、職務執行に対する評価や会社業績等を総合的に勘案して、基本報酬と株式報酬を合わせた報酬総額を決定することを基本方針とする。

## 取締役の個人別の基本報酬及び非金銭報酬等の内容、「額もしくは数」または「算定方法」

の基本方針に基づき、各取締役の役位や職務執行に対する評価、会社業績等を総合的に勘案し決定された報酬総額の90%相当額を基本報酬（金銭報酬）として支給し、10%相当額を非金銭報酬として役員株式給付規程により当社株式及び一定割合の金銭にて支給する。

なお、基本報酬（金銭報酬）は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で支給する。

## 報酬等を与える時期・条件の決定に関する方針

基本報酬（金銭報酬）は、在任中に毎月定期的に支払う。株式報酬は、各事業年度の定時株主総会の日をもってポイントを付与し、ポイント付与後3年を経過した日もしくは退任する日に給付を受ける権利が確定する。ただし、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととする。

## 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員であるものを除く。）の金銭報酬の額は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人給与は含まない。）と決議されております。2021年11月25日開催の第13回定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。

監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2019年11月28日開催の第11回定時株主総会において年額40百万円以内と決議しております。2021年11月25日開催の第13回定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

なお、2021年11月25日開催の第13回定時株主総会において、取締役に対する株式報酬制度の導入について決議いただいております。

## 報酬等の内容の決定について取締役その他の第三者への委任に関する事項

## a. 委任を受ける者の氏名または当該会社での地位・担当

代表取締役社長

## b. 委任する権限の内容

において決定される個人別の報酬総額案

## c. 権限の適切な行使のための措置がある場合はその内容

独立社外取締役が過半数で構成される諮問機関である指名・報酬委員会にて、報酬水準等審議を実施し、可決した案を監査等委員会の承認を経て取締役会に付議する。取締役会は付議された案について審議のうえ代表取締役が報酬総額の決定を行う。

## 報酬等の内容の決定方法（ の事項を除く）

該当なし

## その他個人別報酬等の内容の決定に関する重要な事項

該当なし

## 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

2021年8月期における当社取締役及び監査等委員に対する報酬は以下のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く。)	183,850	183,850	-	-	5
監査等委員 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
監査役 (社外取締役を除く。)	-	-	-	-	-
社外役員	18,840	18,840	-	-	3

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の支給額には、業績連動報酬及び非金銭報酬は採用していないため含まれておりません。  
 3. 上記の取締役の支給人員には、2020年11月25日開催の第12回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。  
 4. 取締役会は代表取締役社長増本岳氏に対し、指名・報酬委員会で可決し監査等委員会の承認を経たうえで取締役会にて決定した範囲において、各取締役(監査等委員を除く)の固定報酬の支給額の決定を委任しております。  
 委任している理由は、当社グループ全体の業績を勘案しつつ、各取締役(監査等委員を除く)の担当業務や職務状況の評価を行うには代表取締役社長が適切であると判断しているためであります。  
 5. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会に諮問し、その審議・可決を経たうえで監査等委員会の同意を得ているため、取締役会は当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

重要なものはありません。

## (5) 【株式の保有状況】

## 投資株式の区分の基準及び考え方

当社グループは、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

## (株)カーブスジャパンにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である（株）カーブスジャパンについては以下のとおりであります。

## a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

（株）カーブスジャパンは、純投資目的以外の目的である投資株式の保有は、当該銘柄の保有が取引関係の維持・強化につながり、当社の企業価値の向上につながると判断した場合に限り、必要最小限の保有にとどめることを基本方針としております。保有の適否及び議決権行使の方針等につきましては、当該企業との取引関係や当社の成長戦略、保有の経済的合理性を取締役会で検証・決定しております。

## ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

区分	銘柄数（銘柄）	貸借対照表計上額の合計額（千円）
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	60,200

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

区分	銘柄数（銘柄）	株式数の増加に係る取得価額の合計額（千円）	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

区分	銘柄数（銘柄）	株式数の減少に係る売却価額の合計額（千円）
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

## ハ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

## 特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)		
(株)イー・ロジット	40,000	200	(保有目的) 安定取引維持のため継続保有しております。 (増加理由) 株式分割により増加しております。	無
	60,200	20,000		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取締役会において個別銘柄ごとに保有の適正性、経済合理性などを総合的に勘案し、検証しております。

## 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年9月1日から2021年8月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年9月1日から2021年8月31日まで)の財務諸表について、ひびき監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。

具体的には、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益社団法人財務会計基準機構に加入し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制の整備を行うように取り組んでおります。さらに、専門的情報を有する団体等が主催する各種セミナー等に参加することにより、会計基準等の内容を適切に把握することに努めております。

## 1 【連結財務諸表等】

## (1) 【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,533,587	9,760,075
受取手形及び売掛金	3,243,741	3,857,456
商品	1,511,593	1,092,413
原材料及び貯蔵品	6,116	4,249
その他	1,127,615	423,056
貸倒引当金	147,384	176,103
流動資産合計	15,275,269	14,961,146
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	517,248	546,258
減価償却累計額	296,868	337,995
建物及び構築物(純額)	220,379	208,262
工具、器具及び備品	632,144	904,706
減価償却累計額	526,337	607,238
工具、器具及び備品(純額)	105,807	297,468
有形固定資産合計	326,187	505,730
無形固定資産		
のれん	1,392,773	1,346,271
商標権	17,997,264	17,431,010
ソフトウェア	666,101	815,317
その他	733,374	535,473
無形固定資産合計	20,789,513	20,128,072
投資その他の資産		
投資有価証券	1 20,000	1 60,200
敷金及び保証金	253,498	291,474
繰延税金資産	155,771	288,275
その他	21,166	53,529
貸倒引当金	3,492	3,561
投資その他の資産合計	446,943	689,917
固定資産合計	21,562,644	21,323,720
資産合計	36,837,913	36,284,867

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	1,562,764	1,690,879
1年内返済予定の長期借入金	2 1,840,000	2 3,090,000
未払金	919,875	868,646
未払費用	291,399	324,313
未払法人税等	364,394	694,617
賞与引当金	223,835	238,117
ポイント引当金	44,320	69,880
株主優待引当金	30,622	19,810
預り金	1,653,990	1,731,552
その他	331,404	202,056
<b>流動負債合計</b>	<b>7,262,606</b>	<b>8,929,876</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	2 17,420,000	2 14,330,000
繰延税金負債	3,887,324	3,728,604
資産除去債務	125,377	132,778
<b>固定負債合計</b>	<b>21,432,701</b>	<b>18,191,383</b>
<b>負債合計</b>	<b>28,695,308</b>	<b>27,121,259</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	848,666	848,666
資本剰余金	828,666	828,666
利益剰余金	6,328,053	6,988,449
自己株式	76	76
<b>株主資本合計</b>	<b>8,005,310</b>	<b>8,665,706</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他の有価証券評価差額金	-	26,294
為替換算調整勘定	137,294	471,607
その他の包括利益累計額合計	137,294	497,902
<b>純資産合計</b>	<b>8,142,605</b>	<b>9,163,608</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>36,837,913</b>	<b>36,284,867</b>

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
売上高	25,082,276	24,681,001
売上原価	1 15,914,099	1 14,277,818
売上総利益	9,168,177	10,403,183
販売費及び一般管理費	2, 3 8,000,895	2, 3 8,780,704
営業利益	1,167,282	1,622,479
営業外収益		
受取利息及び配当金	178	284
為替差益	-	77,894
助成金収入	86,396	35,420
保険金収入	4,475	421
受取補償金	-	30,000
その他	11,807	23,680
営業外収益合計	102,857	167,701
営業外費用		
支払利息	58,592	66,330
支払手数料	37,189	1,900
為替差損	3,704	-
その他	5,642	5,124
営業外費用合計	105,128	73,354
経常利益	1,165,011	1,716,826
特別損失		
固定資産除却損	4 5,993	4 6,724
減損損失	5 11,815	5 4,256
特別損失合計	17,809	10,981
税金等調整前当期純利益	1,147,202	1,705,844
法人税、住民税及び事業税	530,629	1,011,711
法人税等調整額	148,131	435,549
法人税等合計	382,498	576,162
当期純利益	764,703	1,129,682
親会社株主に帰属する当期純利益	764,703	1,129,682

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月31日)
当期純利益	764,703	1,129,682
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	-	26,294
為替換算調整勘定	5,036	334,312
その他の包括利益合計	1 5,036	1 360,607
包括利益	759,666	1,490,290
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	759,666	1,490,290
非支配株主に係る包括利益	-	-



## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	20,018	18	7,579,658	-	7,599,694
当期変動額					
新株の発行	828,648	828,648			1,657,297
剰余金の配当			2,016,307		2,016,307
親会社株主に帰属する当期純利益			764,703		764,703
自己株式の取得				76	76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	828,648	828,648	1,251,604	76	405,616
当期末残高	848,666	828,666	6,328,053	76	8,005,310

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	-	142,331	142,331	7,742,025
当期変動額				
新株の発行				1,657,297
剰余金の配当				2,016,307
親会社株主に帰属する当期純利益				764,703
自己株式の取得				76
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	5,036	5,036	5,036
当期変動額合計	-	5,036	5,036	400,579
当期末残高	-	137,294	137,294	8,142,605

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	848,666	828,666	6,328,053	76	8,005,310
当期変動額					
新株の発行					-
剰余金の配当			469,286		469,286
親会社株主に帰属する当期純利益			1,129,682		1,129,682
自己株式の取得					-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	660,395	-	660,395
当期末残高	848,666	828,666	6,988,449	76	8,665,706

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	-	137,294	137,294	8,142,605
当期変動額				
新株の発行				-
剰余金の配当				469,286
親会社株主に帰属する当期純利益				1,129,682
自己株式の取得				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	26,294	334,312	360,607	360,607
当期変動額合計	26,294	334,312	360,607	1,021,003
当期末残高	26,294	471,607	497,902	9,163,608

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月 31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	1,147,202	1,705,844
減価償却費	581,525	664,085
減損損失	11,815	4,256
のれん償却額	78,386	79,968
商標権償却額	1,019,482	1,003,484
貸倒引当金の増減額(は減少)	48,327	24,474
賞与引当金の増減額(は減少)	25,706	13,958
受取利息及び受取配当金	178	284
支払利息	58,592	66,330
為替差損益(は益)	3,704	77,894
固定資産除却損	5,993	6,724
売上債権の増減額(は増加)	536,327	602,065
たな卸資産の増減額(は増加)	617,102	421,109
前払費用の増減額(は増加)	39,902	39,603
仕入債務の増減額(は減少)	543,197	126,262
未払金の増減額(は減少)	457,189	191,238
未払費用の増減額(は減少)	35,430	32,120
その他	325,770	242,254
小計	2,492,476	3,479,788
利息及び配当金の受取額	178	284
利息の支払額	58,592	66,330
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	551,754	172,784
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,882,307	3,240,958
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	112,322	249,924
無形固定資産の取得による支出	311,808	407,696
投資有価証券の取得による支出	20,000	-
長期前払費用の取得による支出	11,374	33,802
敷金及び保証金の差入による支出	13,228	41,921
敷金及び保証金の回収による収入	4,537	3,849
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	-	875
その他	-	4,709
投資活動によるキャッシュ・フロー	464,196	733,329
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	4,964,100	-
長期借入金の返済による支出	1,840,000	1,840,000
株式の発行による収入	1,657,297	-
自己株式の取得による支出	76	-
配当金の支払額	2,016,307	469,286
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,765,013	2,309,286
現金及び現金同等物に係る換算差額	389	28,146
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,183,514	226,488
現金及び現金同等物の期首残高	5,350,073	9,533,587
現金及び現金同等物の期末残高	1 9,533,587	1 9,760,075

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

## 1 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 8社

## (1) 連結子会社の名称

(株)カーブスジャパン

(株)ハイ・スタンダード

Curves International, Inc.

Curves Europe B.V.

CFW Operations Europe Limited

Curves International of Spain, S.A.

Curves Operations Italy S.r.l.

KIMOSCAPE (PTY) LTD

KIMOSCAPE (PTY) LTD は2021年1月1日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。

## (2) 非連結子会社の数 1社

非連結子会社の名称

CFW Asia Management Company Limited

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

## 2 持分法の適用に関する事項

持分法を適用している非連結子会社及び関連会社はありません。

持分法を適用していない非連結子会社

CFW Asia Management Company Limited

(持分法を適用していない理由)

持分法非適用会社は、連結会社との取引高相殺消去後の当期純損益及び利益剰余金については、連結財務諸表に与える影響が軽微であり、重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

## 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、Curves International, Inc.、Curves Europe B.V.、CFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、Curves Operations Italy S.r.l.、KIMOSCAPE (PTY) LTD を除き、連結決算日と一致しております。なお、Curves International, Inc.、Curves Europe B.V.、CFW Operations Europe Limited、Curves International of Spain, S.A.、Curves Operations Italy S.r.l.、KIMOSCAPE (PTY) LTD は6月30日を決算日としております。連結財務諸表の作成に当たっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### 4 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

###### a 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

###### b その他有価証券

###### 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

###### 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

###### たな卸資産

###### 商品

移動平均法による原価法を採用しております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～16年

工具器具備品 3～15年

###### 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

商標権 20年

ソフトウェア 5年

その他 10年

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

###### 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

###### ポイント引当金

プロテイン購入者に付与したポイントの利用に備えるため、当連結会計年度末における将来利用見込額を計上しております。

###### 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌連結会計年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

##### (4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間または20年間の定額法により償却を行っております。

##### (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクシカ負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

## (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

## 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

## (のれん及び商標権の減損の兆候に関する判断)

## (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

科目	当連結会計年度
のれん(千円)	1,346,271
商標権(千円)	17,431,010

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

上記ののれん及び商標権は、主に2018年8月期においてCurves International, Inc.を取得した際に生じたものであります。

のれん及び商標権は、その効果の発現する期間にわたって均等償却されますが、のれん及び商標権を含むより大きな単位において経営者によって承認された事業計画通りに業績が進捗せず、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合には、減損の兆候があると判断し、減損損失が計上される可能性があります。

当連結会計年度において、連結財務諸表の営業利益の状況をモニタリングするとともに、当期以降の事業計画における営業利益の見込みが明らかにマイナスとなっていないかを確認することで減損の兆候がないとの判断を行っております。

事業計画は、複数の仮定を使用しており、当該仮定は経営環境や市場環境の変化等により不確実性を伴い、これらの経営者による判断が翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれん及び商標権の金額に重要な影響を与える可能性があります。



## (表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

## (追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響により、当社グループは一部の店舗の臨時休業、フランチャイズ加盟店への支援策の実施等の影響を受けました。本ウイルス感染症による社会経済状況への影響はワクチン接種率の向上や医療体制整備の進展などによってコロナショックの社会経済活動への影響が段階的に穏やかなものとなるとの仮定のもと、会計上の見積りを行っております。



## (連結貸借対照表関係)

- 1 非連結子会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月31日)
投資有価証券(株式)	0千円	0千円

## 2 財務制限条項

前連結会計年度(自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2018年3月26日、2020年8月31日現在の借入残高14,260百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債(当該貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「1年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「1年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」をいう。)の合計金額から、「現金及び預金」の金額を控除した金額を、当該決算期の末日における連結の損益計算書における「営業損益」、「減価償却費」及び「のれん償却費」の合計金額で除した数値を4以下にそれぞれ維持する。

本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、各保証人に対する議決権割合を100%(間接保有の場合を含む。)に維持する。

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2020年6月30日、2020年8月31日現在の借入残高5,000百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。

当連結会計年度(自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月31日)

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2018年3月26日、2021年8月31日現在の借入残高12,420百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債(当該貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「1年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「1年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」をいう。)の合計金額から、「現金及び預金」の金額を控除した金額を、当該決算期の末日における連結の損益計算書における「営業損益」、「減価償却費」及び「のれん償却費」の合計金額で除した数値を4以下にそれぞれ維持する。

本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、各保証人に対する議決権割合を100%(間接保有の場合を含む。)に維持する。

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2020年6月30日、2021年8月31日現在の借入残高5,000百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。

## (連結損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切り下げ後の金額であり、次の棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
	8,719千円	14,215千円

- 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
従業員給与	1,332,006千円	1,462,466千円
賞与引当金繰入額	347,599	356,140
貸倒引当金繰入額	52,178	36,253
商標権償却	1,019,482	1,003,484
FC加盟店経営支援金	1,378,056	245,957
株主優待引当金繰入額	30,622	19,810
ポイント引当金繰入額	44,320	38,147
広告宣伝費	13,308	2,233,707

- 3 研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
	17,203千円	67,027千円

- 4 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
建物及び構築物	3,013千円	1,503千円
工具、器具及び備品	254	0
ソフトウェア	2,725	5,221
計	5,993	6,724

- 5 当社グループは以下の資産について減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：千円)

場所	用途	種類	減損損失額
東京都江東区	店舗 「Curvesダイエー大島店」	建物及び構築物	6,340
		工具、器具及び備品	
千葉県白井市	店舗 「Curvesマルエツ西白井店」	建物及び構築物	5,474
		工具、器具及び備品	

当社グループは、管理会計上の区分を考慮して、各店舗を資産グループとしております。減損対象は営業不振店舗及び翌期閉店店舗であり、投資額の回収が見込めないため、帳簿価額を備忘価額まで減少し、減損損失(11,815千円)を特別損失に計上しました。

その内訳は店舗「Curvesダイエー大島店」6,340千円(建物及び構築物5,498千円、工具、器具及び備品842千円)、店舗「Curvesマルエツ西白井店」5,474千円(建物及び構築物4,621千円、工具、器具及び備品853千円)であります。

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位:千円)

場所	用途	種類	減損損失額
北海道函館市	店舗 「Curvesフレスポ函館戸倉」	建物及び構築物	4,256

当社グループは、管理会計上の区分を考慮して、各店舗を資産グループとしております。減損対象は営業不振店舗であり、投資額の回収が見込めないため、帳簿価額を備忘価額まで減少し、減損損失(4,256千円)を特別損失に計上しました。

## (連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
その他有価証券評価差額金		千円
当期発生額	- 千円	40,200
組替調整額	-	-
税効果調整前合計	-	40,200
税効果額	-	13,905
その他有価証券評価差額金	-	26,294
為替換算調整勘定		
当期発生額	5,036	334,312
組替調整額	-	-
税効果調整前合計	5,036	334,312
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	5,036	334,312
その他の包括利益合計	5,036	360,607

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	82,298,284	11,559,209	-	93,857,493

(変動事由の概要)

第三者割当増資による増加 2,415,000株

新株予約権の行使による増加 9,144,209株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	-	121	-	121

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 121株

## 3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第1回新株予約権(注)	普通株式	9,144,209	-	9,144,209	-	-
合計		-	9,144,209	-	9,144,209	-	-

(注) 第1回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。

## 4 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月28日 定時株主総会	普通株式	2,016,307	24.5	2019年8月31日	2019年11月29日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	469,286	5.0	2020年8月31日	2020年11月26日

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	93,857,493	-	-	93,857,493

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	121	-	-	121

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年11月25日 定時株主総会	普通株式	469,286	5.0	2020年8月31日	2020年11月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年11月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	469,286	5.0	2021年8月31日	2021年11月26日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
現金及び預金	9,533,587千円	9,760,075千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金		
現金及び現金同等物	9,533,587	9,760,075



## (金融商品関係)

## 1 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、また、資金調達につきましては、主に銀行借入による方針であります。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクまたは取引先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、これらは市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、すべて1年以内の支払期日であります。

預り金はすべて1年以内の支払期日であります。

長期借入金の子会社の買収及びコロナショックの長期化に備えた資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは、資金繰表を作成するなどの方法により実績管理しております。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

## 前連結会計年度(2020年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	9,533,587	9,533,587	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,243,741		
貸倒引当金(*1)	147,384		
	3,096,357	3,096,357	-
(3) 投資有価証券	-	-	-
資産計	12,629,944	12,629,944	-
(4) 支払手形及び買掛金	(1,562,764)	(1,562,764)	-
(5) 預り金	(1,653,990)	(1,653,990)	-
(6) 長期借入金(*3)	(19,260,000)	(19,260,000)	-
負債計	(22,476,754)	(22,476,754)	-

(\*1) 受取手形及び売掛金に対する一般貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 負債に計上されているものにつきましては( )で示しております。

(\*3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

## 当連結会計年度(2021年8月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	9,760,075	9,760,075	-
(2) 受取手形及び売掛金	3,857,456		
貸倒引当金(*1)	176,103		
	3,681,352	3,681,352	-
(3) 投資有価証券	60,200	60,200	-
資産計	13,501,627	13,501,627	-
(4) 支払手形及び買掛金	(1,690,879)	(1,690,879)	-
(5) 預り金	(1,731,552)	(1,731,552)	-
(6) 長期借入金(*3)	(17,420,000)	(17,420,000)	-
負債計	(20,842,431)	(20,842,431)	-

(\*1) 受取手形及び売掛金に対する一般貸倒引当金を控除しております。

(\*2) 負債に計上されているものにつきましては( )で示しております。

( \* 3 ) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

(注2) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,840,000	3,090,000	3,090,000	3,090,000	3,090,000	5,060,000

当連結会計年度(2021年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	3,090,000	3,090,000	3,090,000	3,090,000	1,840,000	3,220,000

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
未払事業税	2,046千円	62,259千円
未払事業所税	3,325	3,584
賞与引当金	70,626	76,190
貸倒引当金	19,639	20,608
未払法定福利費	10,461	11,354
前受加盟金	8,578	2,905
たな卸資産評価損	16,823	33,700
棚卸資産の未実現利益	7,145	2,548
繰越欠損金	62,465	97,433
資産除去債務	43,368	39,723
子会社株式の取得関連費用	158,224	158,224
その他	69,790	59,917
繰延税金資産小計	472,493	568,450
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	29,128	80,837
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	158,224	158,224
評価性引当額	187,352	239,061
繰延税金資産合計	285,140	329,389
<b>繰延税金負債</b>		
資産除去債務に対応する除去費用	13,228	5,055
商標権	3,941,721	3,764,663
その他	61,744	-
繰延税金負債合計	4,016,694	3,769,719
繰延税金資産純額	3,731,553	3,440,329

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	62,465	62,465
評価性引当額	-	-	-	-	-	29,128	29,128
繰延税金資産	-	-	-	-	-	33,336	33,336

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金について、繰延税金資産を33,336千円計上しております。当該繰延税金資産33,336千円は当社における税務上の繰越欠損金の残高33,336千円(法定実効税率を乗じた額)について認識したものであります。在外子会社の税務上の繰越欠損金については全額回収見込みがないものとして評価性引当額を認識しております。

当連結会計年度(2021年8月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	29,230	68,203	97,433
評価性引当額	-	-	-	-	29,230	51,606	80,837
繰延税金資産	-	-	-	-	-	16,596	16,596

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b)税務上の繰越欠損金について、繰延税金資産を16,596千円計上しております。当該繰延税金資産16,596千円は当社における税務上の繰越欠損金の残高16,596千円（法定実効税率を乗じた額）について認識したものであります。在外子会社の税務上の繰越欠損金については全額回収見込みがないものとして評価性引当額を認識しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年8月31日)	当連結会計年度 (2021年8月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
のれん償却額	2.1	1.4
住民税均等割等	0.3	0.3
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.2	1.2
法人税額の特別控除	1.6	6.1
連結子会社との税率差異等	2.2	4.1
評価性引当額の増減	2.5	3.1
その他	0.4	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.3	33.8

## (資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

## (1) 当該資産除去債務の概要

当社グループでは主に本社および店舗用建物の賃貸借契約等を締結しており、当該不動産賃貸借契約終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

## (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から8～10年と見積り、割引率はリスクフリーレートを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

## (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
期首残高	50,778千円	125,377千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		7,200
見積りの変更による増加額	74,400	
時の経過による調整額	199	200
期末残高	125,377千円	132,778千円

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上していないもの

当社グループは、主に店舗用建物の不動産賃貸借契約に基づき、貸借した建物の返還時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務の一部については、関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来店舗を閉鎖する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

当社グループの事業セグメントは、カーブス事業のみの単一セグメントのため、記載を省略しております。

## 【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	フランチャイズ 関連売上等	ショッピング売上	合計
外部顧客への売上高	11,047,766	14,034,510	25,082,276

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	フランチャイズ 関連売上等	ショッピング売上	合計
外部顧客への売上高	10,137,164	14,543,837	24,681,001

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

当社グループの事業セグメントは、カーブス事業のみの単一セグメントのため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

当社グループの事業セグメントは、カーブス事業のみの単一セグメントのため、記載を省略しております。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

当社グループの事業セグメントは、カーブス事業のみの単一セグメントのため、記載を省略しております。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る)等  
該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等  
該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等  
該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。



## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり純資産額	86.76円	97.63円
1株当たり当期純利益	8.73円	12.04円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	当連結会計年度 (自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	764,703	1,129,682
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	764,703	1,129,682
普通株式の期中平均株式数(株)	87,633,268	93,857,372
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式 の概要	-	-

## (重要な後発事象)

## (従業員に対する株式給付信託(J-ESOP)の導入)

当社は、2021年10月18日開催の取締役会において、当社の従業員及び当社の子会社の従業員（以下「対象従業員」といいます。）に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入することにつき決議いたしました。

## 1. 導入の背景

当社は、対象従業員の帰属意識の醸成や株価上昇に対する動機づけ等の観点から、インセンティブプランの一環として従業員向け報酬制度のESOP（Employee Stock Ownership Plan）の導入を検討してまいりましたが、今般、対象従業員に当社の株式を給付し、その価値を処遇に反映する報酬制度である「本制度」を導入することといたしました。

## 2. 本制度の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした対象従業員に対し当社株式を給付する仕組みです。

当社は、対象従業員に対し個人の貢献度及び勤続年数等に応じてポイントを付与し、原則として退職時に当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。対象従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、対象従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

## (取締役に対する株式給付信託(BBT)の導入)

当社は、2021年10月18日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）及び執行役員（以下、当社の取締役及び執行役員並びに当社の子会社の取締役及び執行役員をあわせて「対象役員」といいます。）に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2021年11月25日開催の第13回定時株主総会に付議し、承認されました。

## 1. 導入の背景及び目的

対象役員の報酬と当社の業績及び株価価値との連動性をより明確にし、対象役員が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております

## 2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な算定方法及び具体的な内容

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、対象役員に対して、当社及び当社の子会社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、対象役員が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として在任中一定の時期（ポイント付与後、3年を経過した時期）となります。ただし、退任役員に関しては、退任後、所定の時期に給付を受けることとします。

### (2) 本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。）及び執行役員並びに当社の子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員

### (3) 信託期間

2022年1月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

### (4) 信託金額

当社は、2022年8月末日で終了する事業年度から2026年8月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、対象役員への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2022年1月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本制度に基づき対象役員に対して付与するポイントの上限数は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、250,000株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2021年10月15日の終値965円を適用した場合、上記の必要資金は、約241百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本制度に基づく対象役員への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して対象役員に付与されたポイント数に相当する当社株式で、対象役員に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

### (5) 本信託による当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（4）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、対象役員に付与されるポイント数の上限は、下記（6）のとおり、1事業年度当たり50,000ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は250,000株となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

### (6) 対象役員に給付される当社株式等の数の上限

対象役員には、各事業年度に関して、役位や職務執行に対する評価、業績達成度等を勘案して決定された報酬総額の10%相当として定まる数のポイントが役員株式給付規程に基づき付与されます。対象役員に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は50,000ポイント（うち当社の取締役分として35,000ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、対象役員の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

対象役員に付与されるポイントは、下記（７）の当社株式等の給付に際し、１ポイント当たり当社普通株式１株に換算されます（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、対象役員に付与される１事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式数（50,000株）の発行済株式総数（2021年８月31日現在。自己株式控除後）に対する割合は約0.05%です。

下記（７）の当社株式等の給付に当たり基準となる対象役員のポイント数は、原則として、在任中一定の時期（ポイント付与後、３年を経過した時期）までに当該対象役員に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

#### （７）当社株式等の給付及び報酬等の額の具体的な算定方法

受益者要件を満たした対象役員は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（６）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、上記（１）の各時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。また、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

なお、ポイントの付与を受けた対象役員であっても、株主総会又は取締役会において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

当社の取締役が受ける報酬等の額は、ポイント付与時において、当該当社の取締役に付与されるポイント数の合計に本信託の有する当社株式の１株当たりの帳簿価額を乗じた金額（ただし、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行います。）を基礎とします。また、役員株式給付規程の定めに従って例外的に金銭が給付される場合において相当と認められるときは、当該金額を加算した額とします。

#### （８）議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

#### （９）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する対象役員に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

#### （１０）信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（９）により対象役員に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

#### 本信託の概要

名称	: 株式給付信託（BBT）
委託者	: 当社
受託者	: みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	: 対象役員のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	: 当社と利害関係のない第三者を選定する予定
信託の種類	: 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
本信託契約の締結日	: 2022年１月（予定）
金銭を信託する日	: 2022年１月（予定）
信託の期間	: 2022年１月（予定）から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	1,840,000	3,090,000	0.35	
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	17,420,000	14,330,000	0.36	2022年9月～ 2028年3月
合計	19,260,000	17,420,000		

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	3,090,000	3,090,000	3,090,000	1,840,000

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

## (2) 【その他】

## 当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	5,719,499	11,891,843	18,170,734	24,681,001
税金等調整前四半期 (当期)純利益又は 税金等調整前四半期 純損失( ) (千円)	103,168	669,024	1,419,618	1,705,844
親会社株主に帰属 する四半期(当期) 純利益又は 親会社株主に帰属 する四半期 純損失( ) (千円)	143,198	347,411	824,933	1,129,682
1株当たり四半期 (当期)純利益又は 1株当たり四半期 純損失( ) (円)	1.53	3.70	8.79	12.04

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純 利益 又は1株当たり四半 期純損失( ) (円)	1.53	5.23	5.09	3.25

## 2 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	5,766,377	4,571,493
売掛金	1 70,369	1 80,422
前払費用	11,107	11,378
未収入金	1 21,047	1 49,147
未収還付法人税等	454,949	-
その他	100	-
流動資産合計	6,323,952	4,712,442
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品	2,267	1,744
減価償却累計額	1,513	1,395
有形固定資産合計	754	348
無形固定資産		
ソフトウェア	12,975	9,677
無形固定資産合計	12,975	9,677
投資その他の資産		
関係会社株式	13,850,054	13,850,054
関係会社長期貸付金	6,938,716	6,309,016
長期前払費用	5,235	3,733
敷金及び保証金	-	22,500
繰延税金資産	40,574	24,014
その他	-	2,500
貸倒引当金	115,308	298,615
投資その他の資産合計	20,719,271	19,913,203
固定資産合計	20,733,001	19,923,229
資産合計	27,056,953	24,635,671

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の長期借入金	2 1,840,000	2 3,090,000
未払金	1 7,673	1 11,304
未払費用	1 42,489	1 42,745
未払法人税等	8,573	21,529
賞与引当金	14,158	15,684
未払消費税等	24,565	16,609
預り金	8,045	7,313
株主優待引当金	30,622	19,810
流動負債合計	1,976,128	3,224,997
固定負債		
長期借入金	2 17,420,000	2 14,330,000
固定負債合計	17,420,000	14,330,000
負債合計	19,396,128	17,554,997
純資産の部		
株主資本		
資本金	848,666	848,666
資本剰余金		
資本準備金	828,666	828,666
資本剰余金合計	828,666	828,666
利益剰余金		
利益準備金	5,000	5,000
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,978,567	5,398,416
利益剰余金合計	5,983,567	5,403,416
自己株式	76	76
株主資本合計	7,660,824	7,080,674
純資産合計	7,660,824	7,080,674
負債純資産合計	27,056,953	24,635,671

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)	当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月31日)
売上高	1 2,939,654	1 690,204
売上総利益	2,939,654	690,204
販売費及び一般管理費	1,2 617,307	1,2 588,286
営業利益	2,322,346	101,918
営業外収益		
受取利息	1 60,327	1 72,821
その他	152	149
営業外収益合計	60,480	72,971
営業外費用		
支払利息	1 58,814	1 65,796
支払手数料	37,189	1,900
貸倒引当金繰入額	115,308	183,307
営業外費用合計	211,312	251,003
経常利益又は経常損失( )	2,171,514	76,113
特別利益		
資本再構築受入金	1,796,741	-
特別利益合計	1,796,741	-
特別損失		
関係会社株式評価損	108,897	-
特別損失合計	108,897	-
税引前当期純利益又は税引前当期純損失( )	3,859,358	76,113
法人税、住民税及び事業税	8,608	18,190
法人税等調整額	12,947	16,559
法人税等合計	21,556	34,750
当期純利益又は当期純損失( )	3,837,801	110,863



## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	20,018	18	18	5,000	4,157,073	4,162,073	-	4,182,109	4,182,109
当期変動額									
新株の発行	828,648	828,648	828,648					1,657,297	1,657,297
剰余金の配当					2,016,307	2,016,307		2,016,307	2,016,307
当期純利益					3,837,801	3,837,801		3,837,801	3,837,801
自己株式の取得							76	76	76
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	828,648	828,648	828,648	-	1,821,493	1,821,493	76	3,478,715	3,478,715
当期末残高	848,666	828,666	828,666	5,000	5,978,567	5,983,567	76	7,660,824	7,660,824

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

(単位：千円)

	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	848,666	828,666	828,666	5,000	5,978,567	5,983,567	76	7,660,824	7,660,824
当期変動額									
剰余金の配当					469,286	469,286		469,286	469,286
当期純損失（ ）					110,863	110,863		110,863	110,863
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	-	-	580,150	580,150	-	580,150	580,150
当期末残高	848,666	828,666	828,666	5,000	5,398,416	5,403,416	76	7,080,674	7,080,674

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1 資産の評価基準及び評価方法

## 有価証券の評価基準及び評価方法

## 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

工具、器具及び備品	5年
-----------	----

## (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア	5年
--------	----

## 3 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いに備えて賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

## (3) 株主優待引当金

株主優待制度に係る費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

## 4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

## (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (重要な会計上の見積り)

## 関係会社株式の評価

## (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

関係会社株式	13,850,054 千円
--------	---------------

## (2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は、全て時価を把握することが極めて困難なことから、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した時は、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、相当の減額を行い、評価差額は当事業年度の損失として処理を行います。

## (表示方法の変更)

## ('会計上の見積りの開示に関する会計基準'の適用)

'会計上の見積りの開示に関する会計基準'(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

## (貸借対照表関係)

## 1 貸借対照表で区分掲記していない関係会社に対する金銭債権・債務

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
短期金銭債権	91,387千円	129,502千円
短期金銭債務	1,154千円	1,009千円

## 2 財務制限条項

前事業年度(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2018年3月26日、2020年8月31日現在の借入残高14,260百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債(当該貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「1年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「1年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」をいう。)の合計金額から、「現金及び預金」の金額を控除した金額を、当該決算期の末日における連結の損益計算書における「営業損益」、「減価償却費」及び「のれん償却費」の合計金額で除した数値を4以下にそれぞれ維持する。

本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、各保証人に対する議決権割合を100%(間接保有の場合を含む。)に維持する。

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2020年6月30日、2020年8月31日現在の借入残高5,000百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。

当事業年度(自 2020年9月1日 至 2021年8月31日)

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2018年3月26日、2021年8月31日現在の借入残高12,420百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における有利子負債(当該貸借対照表における「短期借入金」、「長期借入金」、「1年以内返済予定長期借入金」、「社債」、「1年以内償還予定社債」、「新株予約権付社債」、「1年以内償還予定新株予約権付社債」、「コマーシャルペーパー」及び「割引手形」をいう。)の合計金額から、「現金及び預金」の金額を控除した金額を、当該決算期の末日における連結の損益計算書における「営業損益」、「減価償却費」及び「のれん償却費」の合計金額で除した数値を4以下にそれぞれ維持する。

本契約上の全ての債務の履行を完了するまで、全貸付人及びエージェントが書面により事前に承諾しない限り、各保証人に対する議決権割合を100%(間接保有の場合を含む。)に維持する。

当社の株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約(契約日2020年6月30日、2021年8月31日現在の借入残高5,000百万円)には、以下の財務制限条項が付されており、当該条項に抵触した場合は、本契約上の全ての債務について期限の利益を喪失する可能性があります。

本契約締結日又はそれ以降に終了する借入人の各年度の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期の末日における連結の貸借対照表における純資産の部の金額の75%の金額以上にそれぞれ維持する。

本契約締結日又はそれ以降に終了する各年度の決算期の末日における連結の損益計算書における経常損益を2期連続赤字としない。

## (損益計算書関係)

## 1 関係会社との取引高

関係会社との主な取引は次のとおりです。

	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)	当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月31日)
営業取引による取引高		
売上高	2,939,654千円	690,204千円
販売費及び一般管理費	5,654	15,494
営業取引以外の取引による取引高	1,857,535	72,780

## 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年 9月 1日 至 2020年 8月31日)	当事業年度 (自 2020年 9月 1日 至 2021年 8月31日)
役員報酬	205,793千円	202,690千円
従業員給与	112,335	129,469
賞与引当金繰入額	14,158	15,684
支払手数料	117,119	81,476
株主優待引当金繰入額	30,622	19,810
おおよその割合		
販売費	0%	0%
一般管理費	100	100

## (有価証券関係)

## 前事業年度(2020年 8月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額子会社株式13,850,054千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 当事業年度(2021年 8月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額子会社株式13,850,054千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
繰延税金資産		
繰越欠損金	33,336千円	16,596千円
貸倒引当金	35,307	91,436
関係会社株式評価損	33,344	33,344
賞与引当金	4,969	4,802
未払事業税	2,046	1,615
その他	221	999
繰延税金資産小計	109,226	148,795
評価性引当額	68,652	124,780
繰延税金資産合計	40,574	24,014
繰延税金負債		
その他	-	-
繰延税金負債合計	-	-
繰延税金資産純額	40,574	24,014

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年8月31日)	当事業年度 (2021年8月31日)
法定実効税率	30.6%	- %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	32.1	-
住民税均等割等	0.0	-
評価性引当額の増減	1.8	-
その他	0.3	-
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.6	-

(注) 当事業年度は、税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

(重要な後発事象)

(従業員に対する株式給付信託(J-ESOP)の導入)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(取締役に対する株式給付信託(BBT)の導入)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定資産	工具、器具及び備品	754	-	0	405	348	1,395
	計	754	-	0	405	348	1,395
無形固定資産	ソフトウェア	12,975	-	-	3,298	9,677	-
	計	12,975	-	-	3,298	9,677	-

## 【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	115,308	183,307	-	298,615
賞与引当金	14,158	15,684	14,158	15,684
株主優待引当金	30,622	19,810	30,622	19,810

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了から3ヵ月以内
基準日	毎年8月末日
剰余金の配当の基準日	毎年2月末日 毎年8月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 なお当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 <a href="https://www.curvesholdings.co.jp/">https://www.curvesholdings.co.jp/</a>
株主に対する特典	株主優待制度 (1) 対象株主： 毎年8月31日現在の株主名簿に記録された100株(1単元)以上の株主 (2) 優待内容： 一律500円のクオカード

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を有していません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利



## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期(自 2019年9月1日 至 2020年8月31日) 2020年11月26日関東財務局長に提出。

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

2020年11月26日関東財務局長に提出。

#### (3) 四半期報告書及び確認書

事業年度 第13期第1四半期(自 2020年9月1日 至 2020年11月30日)2021年1月13日 関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第2四半期(自 2020年12月1日 至 2021年2月28日)2021年4月13日 関東財務局長に提出。

事業年度 第13期第3四半期(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)2021年7月13日 関東財務局長に提出。

#### (4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書

2020年11月26日 関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号(主要株主の異動)の規定に基づく臨時報告書

2021年7月16日 関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年11月26日

株式会社カーブスホールディングス  
取締役会 御中

ひびき監査法人  
東京事務所

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 木 下 隆 志

業務執行社員 公認会計士 黒 崎 浩 利

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カーブスホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーブスホールディングス及び連結子会社の2021年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

Curves International, Inc.の取得により計上したのれん及び商標権の減損処理の要否	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、連結貸借対照表において、のれん1,346百万円及び商標権17,431百万円を計上している。このうちののれん1,334百万円及び商標権全額は、Curves International, Inc.（以下「CI社」という。）に関するものである。</p> <p>2018年8月期にCurves International Holdings, Inc.及びCurves For Women, L.C.等（その後、組織再編を行いCI社となった）の全株式を取得し、CI社等を連結子会社化した。その際、CI社が持つカーブスブランドを取得することで、連結グループ全体での超過収益力を期待し、無形固定資産として計上した。</p> <p>会社は、こののれん及び商標権の評価について減損処理が必要かどうかを検討した結果、取得後のCI社を含む連結グループの業績が、経営者によって承認された事業計画を上回って推移しているため、CI社ののれん及び商標権に減損の兆候はないと判断している。</p> <p>この検討は、CI社を含む連結グループの事業計画が合理的であり、かつ実現可能性が高いことを前提として行われているが、店舗数や会員数等の重要な仮定が含まれているため、不確実性が高く、経営者の判断に恣意性が入る余地がある。</p> <p>そのため、CI社ののれん及び商標権の減損処理の要否は、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CI社を含む連結グループの事業計画について、利用可能な業績の実績値と比較することにより、過去の事業計画の達成状況を遡及的に検討した。</li> <li>・事業計画の合理性及び実現可能性について経営者への質問を実施し、合理的な仮定に基づいて策定されたものかどうか、他に採用すべき代替的な仮定はなかったかどうか、会社に事業計画を実現する意思と能力が認められるかどうかを検討した。</li> <li>・将来の会社、市場、及び経済全体の成長に係る仮定が、過度に楽観的でも悲観的でもなく適切に見積られているかどうかについて、利用可能な企業外部の情報との比較を含め、その妥当性を評価した。</li> </ul>

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる

取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社カーブスホールディングスの2021年8月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社カーブスホールディングスが2021年8月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2．X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2021年11月26日

株式会社カーブスホールディングス

取締役会 御中

ひびき監査法人  
東京事務所代表社員  
業務執行社員 公認会計士 木 下 隆 志

業務執行社員 公認会計士 黒 崎 浩 利

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社カーブスホールディングスの2020年9月1日から2021年8月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社カーブスホールディングスの2021年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

実質価額が著しく下落した関係会社株式の減損処理の要否	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、貸借対照表において関係会社株式13,850百万円を計上している。関係会社株式のうちCurves International, Inc.（以下「CI社」という。）の株式は、同社に対する超過収益力を期待して、取得時のCI社の財務諸表に基づく一株当たり純資産額よりも高い価額で取得している。そのため、当初想定した超過収益力が減少していれば、連結財務諸表におけるのれん及び商標権の減損処理と同様に、個別財務諸表におけるCI社株式についても、減損処理が必要となる。</p> <p>この超過収益力の評価は、CI社の事業計画の達成状況及び今後の実行可能性に基づいて判定されるため、会社は、のれん及び商標権の減損処理の要否とあわせて、関係会社株式の減損処理も必要かどうかの検討を行った。</p> <p>この超過収益力の評価は、不確実性が高く、恣意的な判断が入る余地がある会計上の見積りであることから、CI社株式の減損処理の要否は、監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、監査上の主要な検討事項に対して、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CI社を含む連結グループの事業計画について、利用可能な業績の実績値と比較することにより、過去の事業計画の達成状況を遡及的に検討した。</li> <li>・事業計画の合理性及び実現可能性について経営者への質問を実施し、合理的な仮定に基づいて策定されたものかどうか、他に採用すべき代替的な仮定はなかったかどうか、会社に事業計画を実現する意思と能力が認められるかどうかを検討した。</li> <li>・将来の会社、市場、及び経済全体の成長に係る仮定が、過度に楽観的でも悲観的でもなく適切に見積られているかどうかについて、利用可能な企業外部の情報との比較を含め、その妥当性を評価した</li> </ul>

## 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。